

- 1 会 議 名 決算特別委員会
- 2 日 時 平成28年10月7日(金) 10時00分開会
16時56分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 牟田学委員長、西田数市副委員長、白石純一委員、
渡辺久治委員、竹原信一委員、仮屋園一徳委員、
竹原恵美委員、野畑直委員、中面幸人委員、
大田重男委員、濱崎國治委員、山田勝委員、
岩崎健二委員
- 5 欠席委員 濱田洋一委員
- 6 事務局職員 議事係長 東 岳也、議事係 大漣 昭裕
- 7 説明員
- ・水道課
課長 中野 正市 君 課長補佐 福永 典明 君
課長補佐 濱崎 久朗 君 係長 田原 勝矢 君
 - ・財政課
課長 萩元 慎治 君 課長補佐 猿楽 浩士 君
係長 尻無濱久美子 君 係長 松下 直樹 君
 - 市長 西平 良将 君 副市長 寺地 政吉 君
教育長 原田 正美 君
- 8 会議に付した事件
- ・認定第1号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(一般会計)
 - ・認定第2号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(国民健康保険特別会計)
 - ・認定第3号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(簡易水道特別会計)
 - ・認定第4号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(交通災害共済特別会計)
 - ・認定第5号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(介護保険特別会計)
 - ・認定第6号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(後期高齢者医療特別会計)
 - ・認定第7号 平成27年度阿久根市水道事業会計の決算の認定に

ついて

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

おはようございます。ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

初めに、認定第3号に関し、水道課長から発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

中野水道課長

おはようございます。昨日、認定第3号、簡易水道特別決算審査において、山田委員の質問に対しまして、間違った回答をいたしましたので、お詫びをさせていただき、あわせて訂正をさせていただきたいと思っております。

事項別明細書の22ページの2款1項1目簡易水道施設整備工事費、15節工事請負費の「40万円は入札残か」との御質問に対し、補助金内示額をもとにした工事請負額の残分であるとの回答を行いましたが、正しくは不用額は40万円ではなく、400円です。これは各工事の入札分に執行残が発生しますが、昨日説明しました、国の補助金が当初、要望額より少なかったこともあり、国の補助金内で事業計画の残りの事業を少しでも行うため、各工事の変更請負額が確定してから、減額補正を行ったことによる執行残であります。大変申しわけありませんでした。

[発言する者あり]

牟田学委員長

すいません、委員会中ですので発言は委員長を通してお願いします。

14番山田委員、よろしいですか、今の説明でよろしいですか。

[発言する者あり]

次に、認定第7号を議題とし、審査に入ります。課長の説明を求めます。

中野水道課長

認定第7号、平成27年度阿久根市水道事業会計の決算につきまして、御説明申し上げます。決算書の7ページをお開き願います。初めに、平成27年度阿久根市水道事業報告書の総括事項から御説明いたします。平成27年度は、安全で安定した飲料水の供給を図るための施設整備として、右側下段の、建設工事の内容に記載してありますように、市道中村線配水管布設替工事、市道内田大下線配水管布設替工事、第5・6水源取水ポンプ及び第1水源サンプリングポンプ取り替え、山下浄水場施設改修塗装工事を実施しました。業務量についてであります。平成27年度末における給水戸数は、6,555戸で前年度に比べ87戸減、給水人口は、1万4,025人で前年度に比べ241人の減少となりました。また、年間の有収水量は241万7,071立方メートルで、前年度より1万5,396立方メートルの増となりました。経営状況の収益的収入及び支出についてであります。総事業収益は税抜き3億5,943万1,823円であり、前年度より約0.03パーセント、12万388円の減収となりました。一方、事業総費用は、2億7,793万5,636円であり、前年度より1,430万4,104円、約4.89パーセントの減であります。費用の減額要因としては、原水費の動力費が、前年度と比べて約177万円減少、原水費・配水給水費の修繕費で約84万円の減、営業外費用では、企業債支払利息が約203万円減少、特別損失では、前年度は公営企業会計制度改正により過年度損益修正額として、平成26年12月から平成27年3月までに係る期末勤勉手当とその法定福利費のうち前年度勤務分約425万円、その他特別損失の不納欠損額約450万円の合計で約875万円が減となったことなどが挙げられます。損益勘定における収支は、8,149万6,187円の当年度純利益となっています。資本的収支につきましては、建設改良費が3,518万3,455円、企業債償還金が6,325万2,046円であり、9,843万5,501円の支出に対し、資

本的収入は0円、その収入不足額9,843万5,501円につきましては、過年度分損益勘定留保資金9,583万2,924円及び現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額260万2,577円で補填しました。当初2千万円の起債借入の予定でありましたが、過年度及び現年度の損益勘定留保資金等の補填財源を確認した上で、後年度の企業債利息の支払額抑制を優先し借り入れしませんでした。次の8ページは、議会の議決事項、職員に関する事項及び料金その他供給条件の設定、変更に関する事項であります。次の9ページは、改良工事の概況であります。

次に、1ページをお開き願います。水道事業会計決算における予算額と決算額及びその増減について御説明いたします。初めに、収益的収入から御説明いたします。第1款水道事業収益は、当初予算額3億513万4千円、補正予算なしに対し決算額は3億8,711万9,964円であり、予算額に対し368万5,964円の増となっています。予算との比較増の主な要因は、水道料金と給水負担金の増であります。

次に、支出について御説明いたします。第1款水道事業費用は、当初予算額3億343万8千円、補正予算なしに対し決算額3億294万5,114円で、3,109万2,886円の不用額であります。予算執行残の主なものとして、原水費では、備消耗品費、水質検査手数料、修繕費、動力費、薬品費の執行残などで約826万1千円、配水及び給水費では、通信運搬費、漏水調査業務委託料の執行残、ダンプトラック等の借り上げ賃借料、修繕費の執行残などで約595万円、業務費では、各区への納付書配布や水道料金徴収に対する報償費の執行残、印刷製本費、委託料、手数料の執行残などで約216万9千円、総係費ではその他手当の時間外手当、旅費、印刷製本費の執行残で約112万7千円などが挙げられます。

次に、2ページをお開き願います。資本的収入及び支出について御説明いたします。初めに、収入から御説明いたします。第1款、資本的収入は、当初予算2,000万100円、補正予算なしに対し、決算額は0円であります。これにつきましては、先に申し上げましたとおり起債借入を抑制したためであります。

次に、支出に入ります。第1款資本的支出につきましては、当初予算額1億824万2千円、補正予算なしに対し、決算額は9,843万5,501円であり、不用額は980万6,499円となっています。第1項建設改良費は、当初予算額4,198万8千円に対し、決算額は3,518万3,455円で、不用額は680万4,545円であります。不用額は、配水管布設替工事等の執行残であります。9ページの改良工事の概況及び12ページの重要契約の要旨につきましてもあわせて御参照ください。第2項企業債償還金は、決算額6,325万2,046円であり、昭和60年度から平成21年度までに資金運用部資金及び公営企業金融公庫資金並びに鹿児島いずみ農業協同組合資金から借り入れた企業債の元金の償還金であり、この結果、平成27年度末における未償還元金は7億1,640万2,425円であります。第3項の投資及び基金は、予算額1千円に対し決算額は0円であり、不用額は1千円であります。第4項の予備費は、予算額300万円に対し決算額は0円で、不用額は300万円であります。

次に、3ページの損益計算書につきまして、主なものを御説明いたします。1、営業収益は、3億4,829万1,608円であり、そのうち水道料金及び給水負担金が主なものである給水収益は、3億4,604万608円、開栓・閉栓・検査等の手数料や督促手数料が主なものであるその他営業収益は、225万1千円となりました。2、営業費用は、2億5,818万2,002円となりました。これは人件費や水道料金収納等の事務費、水道施設の維持管理等に伴う原水費、配水及び給水費、業務費、総係費及び減価償却費、資産減耗費などあります。結果、当年度の営業利益は、9,010万9,606円となっています。3、営業外収益は、受取利息と原子力立地給付金や嘱託職員個人負担分雇用保険料などの雑収益と公営企業会計制度改正により、過去に国・県補助金等を財源として取得した償却資産の減価償却に応じた額を収益化することとなったため計上した長期前受金戻入970万6,109円とあわせて1,114万215円となりました。4、営業外費用は、1,975万3,

634円であり、その主なものは企業債償還に係る利子分1,972万2,224円であります。結果、当年度の経常利益は、8,149万6,187円となりました。当年度、純利益の8,149万6,187円と、前年度繰越利益剰余金1億4,451万5,873円を加えた2億2,601万2,060円が、平成27年度末における未処分利益剰余金となりました。

次に、4ページをお開きください。水道事業剰余金計算書のうち、資本金につきましては、前年度末残高16億5,069万4,830円に、公営企業会計制度改正により、みなし償却制度廃止に伴い、その他未処分利益剰余金変動額の2億3,184万9,986円を資本金へ組み入れた結果、当年度末残高は18億3,754万4,816円となりました。表の右側、利益剰余金であります。減債積立金につきましては、前年度処分額0円、当年度変動額0円であり、平成27年度末現在高は、5,934万2千円であります。建設改良積立金につきましては、前年度処分案に基づき1億円積み立て、当年度の当該積立金処分額0円となり、結果、当年度末現在高は3億7,813万6,千円となります。平成27年度末積立金合計金額は、4億3,747万8千円となりました。次に、未処分利益剰余金につきましては、平成26年度末における未処分利益剰余金4億7,636万5,859円から、公営企業会計制度改正により発生した長期前受金戻入相当額の期首計上額を、その他未処分利益剰余金変動額とした2億3,184万9,986円を資本金へ、建設改良積立金に1億円積み立てた結果、処分後残高は1億4,451万5,873円となり、当年度の純利益8,149万6,187円を加算した結果、平成27年度末の未処分利益剰余金は2億2,601万2,060円となりました。

次に、平成27年度末の剰余金処分計算書案につきまして御説明いたします。去る、9月23日の本会議において、議決していただきましたので、案の削除をお願いいたします。資本金及び資本剰余金につきましては、処分案はありません。未処分利益剰余金につきましては、平成27年度末現在高2億2,601万2,060円となっておりますが、建設改良積立金へ1億円の積み立てを行い、平成28年度への未処分利益剰余金残高を、1億2,601万2,060円にしようとするものであります。

次に5ページの貸借対照表について御説明いたします。初めに、資産の部であります。固定資産の有形固定資産合計は25億5,211万8,425円であり、対前年度比9,951万8,920円の減となっております。無形固定資産10万500円は、電話加入権3回線分であります。また、投資60万7千円は、地方公営企業等金融機構への出資金であります。次に、流動資産についてであります。過年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金等の現金預金は、8億9,964万9,132円となっております。未収金は、687万9,840円であり、その内訳は現年度分の未収給水収益1584件、454万4,680円、過年度分の未収給水収益664件、233万5,160円であります。また、貯蔵品は量水器分3個分、4,200円となっております。資産合計は、34億5,247万5,057円となっております。次に、負債の部であります。固定負債は1年以内に返済期限の到来しない企業債7億1,640万2,425円より、

[発言する者あり]

牟田学委員長

暫時休憩します。

(休憩 10:22~10:25)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

中野水道課長

すいません、訂正の方からお願いします。

まず、2ページをお願いします。2ページの第1款資本的収入を2,000万円と言いましたが、2,000万1千円に修正をお願いします。5ページをお願いします。5ページの右側の負債の部であります。固定負債は1年以内に返納期限の到来しない企業債7億1,640万2,425円と修繕引当金分、1,408万円の合計7億3,048万2,425円となりました。流動負債のうち、未払金の1,937万1,024円は、未払消費税1,094万6,900円、上水道設備中央監視制御及び計装設備保守点検業務委託代金505万4,400円、公営企業会計、新制度円滑運用支援業務委託代金92万880円などが主なものであります。預り金の9万4,790円の内訳は、過誤納金4万4,790円と担保補償金5万円であります。賞与等引当金498万7千円は、平成27年度末職員における、平成28年6月支給分期末勤勉手当及びその相当分、法定福利費の予定額のうち、平成27年12月から平成28年3月分の勤務に係る額を平成27年度費用として計上したものであり、この引当分については、平成28年6月支給の期末勤勉手当及びその法定福利費相当分として取り崩すものです。よって、流動負債合計は2,445万2,814円となりました。繰延収益のうち長期前受金は、平成26年度末において資本剰余金として計上されていたものを、公営企業会計制度改正により期首移行処理において計上した4億5,178万9,598円から、当年度において有形固定資産のうち除却を行った分について、その相当額を減額処理した合計98万623円を差し引き、4億5,080万8,975円となり、そのうちこれまでの減価償却に相当する分を収益化した長期前受金収益化累計額が2億5,430万4,033円、差し引き1億9,650万4,942円であります。結果、負債合計は9億5,144万181円となりました。

次に、資本の部の資本金であります。自己資本金については、4ページの水道事業剰余金計算書で説明しましたが、2億3,184万9,986円を資本金へ組み入れたことにより18億3,754万4,816円となりました。剰余金は、減債積立金5,934万2,千円、建設改良積立金3億7,813万6千円、当年度未処分利益剰余金2億2,601万2,060円の合計6億6,349万60円となりました。負債資本合計は、34億5,247万5057円となっており、資産合計及び負債資本合計とも、対平成26年度期末比、1,087万5,846円の増となっております。6ページの公営企業制度改正により、重要な会計方針に係る事項に関する注記などを記載してあります。7ページから9ページは、先ほど御説明申し上げましたとおりであります。また、10ページは漏水防止工事の件数、水道メーターの新設、取り替え等の件数、水道事業における業務量について掲げたものであります。11ページから12ページは、事業収入及び事業費用に関する対前年度比較と、未収金及び未払金に関する事項と重要契約の要旨、企業債の概要であります。13ページは、公営企業会計制度改正により、これまでの資金計画及び実績に代わり、キャッシュ・フロー計算書を掲載してあります。14ページから18ページは、収益的収支の明細書と資本的収支の明細書であります。19ページは固定資産明細書であります。20ページは企業債借入明細書であります。

以上で、認定第7号についての説明を終わります。なお、質疑に関する答弁につきましては、私もしくは担当係長が行います。よろしくお願ひ申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

水を安定して飲ましてくれていつもありがとう。

さて、自分たちは水は飲んで非常にいいわけなんですけどね、市民の何人、みんながというわけではないんだけど、いろんな人が我々に言うてくれるときはいつもね、入札をどうしてるんですが、指名をどうしているんですかということなんです。私はいつもいつも水道課だけは裕福な工事料で安心して生活してるなあというけれども、水道課長は、うちはこの業者しか入れませんというので、やっぱり水道課だけは特別な場所だろうなあと思っていま

すが。水道課長、水道課のね、発注している、例えば特に電気工事とかっていうのは、阿久根の大石電機と太田電機が独断上な気がするんだよなあ。そしてたまに、ウォーター株式会社九州クラブ（メタウォーター株式会社九州営業部）というのが入ってるわけですが、別にね、阿久根にはまだちょっと小さい業者もいると思うんですよ。あるいはまた、支店もあると思うんですが、以前は入った支店がね。そういうのを入れない、この2社をものすごく重要視する理由はなんですか。

中野水道課長

水道事業は水道事業の電気系統に関する専門的知識が、2社が卓越していると考えております。

山田勝委員

それはあんたが卓越してると思ってるだけの話で、以前の水道課長なんていうのはですね、例えば、ほかの業者とか、出水にある本社が阿久根に支店のある会社とかですね。話によると阿久根に居住しているという人もいるんじゃないですか、社長がね。そういうところはね、私は結構できると思いますよ。私が認識している、ただあんたたちが卓越しているからと、あんたたちが思ってるだけの話。だからあんたが認めればいいということなんですよ。そうなんですか。

中野水道課長

申しわけありませんが、私は指名委員でもなんでもありませんので、その辺については私に言われても返答のしようがありません。

山田勝委員

水道課はですね、水道課イコール指名委員会じゃなくて、水道課で決めたものが副市長、市長といくと思っただけのものですから、私は、あなたは例えば財政課、市長、副市長に素案として提案もしないんですか。あなたは全然私は関係ありませんと言えるんですか。

中野水道課長

提案自体は上げます。

山田勝委員

関係ないというのは、あなたは、東京都と五十歩百歩じゃらよ。あなたは知らないというけども、でもなら素案は上げないで、上げます。だから恐らくね、市長、副市長としてもあなたの素案を主にして、非常に重要にして決定していると思いますよ、水道課の仕組みからいって。だから、あなたがこの店が卓越して思ってるだけの話で、現実には私は例えばですね、あとちょっと小さな電気工事店もおりますけどね、あるいは水道業者もいるけど、どうもね、どう考えても重要視しすぎて、あとんしはつぶれてんかんまんとなってあんたが思ってるような気がする。なら、参考までに言うけど、鹿児島ね、メタウォーター株式会社九州営業所を指名する根拠はなんですか。

中野水道課長

今、メタウォーター自体が、上水道の管理システムの納入業者でも、システム業者でありまして、そういう関係で、阿久根市のシステム自体がメタウォーターの品物が入ってる関係で指名が入ってると思います。

山田勝委員

話によるとね、例えば阿久根の業者がとっても、仕事はこの人たちがとるんですよ。この人たちがするんですよという話ですよ。今、あんたの話を聞いたときにそうだよな。メインは大石電機とか、太田電機がとっても、仕事は、ペーパーマージンを取るだけで仕事はここがするっていうことですよ。どの業者に入れても同じということじゃないですか。だからやはりね、なるべくね、阿久根及び近隣の業者を、近い業者を指名をして、下請け、例えばこの機械をですね、そのあんたが落札した業者がメタウォーター株式会社のシステムを使うと、それは自由じゃないですか。現実はこの二つの業者にして、仕事はこんしがするっていうのはね、どうも私は、わからない。そういうふうに業界の人がいうから特別何かあんたがつな

がっているのかわからん、市長がつながっているのかわからん、副市長がつながっているのかわからん。でも、そういうふうに見られているのは事実の話なんですよ。だから、そういうふうに見られないようにしなさいと言うんですよ。あんたがいうように、レベルが高いんですよと言えばそひこんこっじゃ。みんなレベルの高い努力をするし、あわせて工務課は指導せないかん立場にあるじゃないですか。この話はあなたとどんなに議論をしてもね、あなたもこれ以上答弁できないでしょうから、あと総括でやりたいと思います。以上です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第7号について、審査を一時中止いたします。

(水道課退室、財政課入室)

○認定第1号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

牟田学委員長

次に、認定第1号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

萩元財政課長

認定第1号について、総括的な事項と財政課所管に係る事項を御説明申し上げます。初めに、総括的な事項についてであります。平成27年度の一般会計決算の主な特徴は、国の交付金等を活用した地域活性化に関する事業の実施。子ども発達支援センターこじかの整備等による家庭や地域の連携や助け合いの支援。水産業施設や食肉処理施設の整備助成などの農林水産業の振興や地域活性化によるにぎわいの創出。ふるさと納税の促進による地域資源等の育みの充実。認定こども園等の整備助成などの子育て環境の整備。市道、住宅の改修・整備、再生可能エネルギー設備の導入などの、公共インフラ等の整備。職員人件費の継続的な削減等による行財政改革の推進、などあります。このうち、国の交付金等の活用につきましては、前年度に交付を受けた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、プレミアム付き商品券発行事業や阿久根ファン創出事業など7件の事業を実施しております。また、地域活性化によるにぎわいの創出につきましては、地域おこし協力隊を活用して、地域の情報発信などの地域振興に関する施策を実施したところであります。

それでは、決算に関する説明書に基づき、その概要を御説明申し上げます。1ページをお開きください。平成27年度会計別決算総括表であります。一般会計の歳入総額は126億6,161万7,808円、歳出総額は123億4,508万3,193円であり、形式的な収支である歳入歳出差引額は3億1,653万4,615円あります。この額から翌年度へ繰り越すべき財源805万7千円を差し引いた実質収支額は3億847万7,615円であり、この額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は9805万4,550円のマイナスであります。この額に財政調整基金への積立金5億9,285万2,332円を加え、財政調整基金の積立金取崩額3億2,287万6千円を差し引いた実質単年度収支は1億7,192万1,782円となりました。なお、表の区分の(D)翌年度へ繰り越すべき財源であります。先ほど申し上げました繰越明許費として翌年度に繰り越して実施することとした再生可能エネルギービジョン策定事業など14事業のそれぞれの一般財源の額であります。

次に、2ページ及び3ページの普通会計に係る経常収支の状況について御説明申し上げます。これは、毎年度実施される地方財政状況調査における決算額を統計上のルールに従って分類したものであります。歳入歳出とも、実際の決算額と1,294万円の差がありますが、これは地方財政状況調査の作成ルールに基づき、一般会計で支出した後期高齢者医療特別会計に係る委託料等の一般会計負担分について特別会計に振り替えたことなどによるものであります。2ページの歳入についてであります。平成27年度における歳入合計は、126億4,867万7千円であり、うち経常一般財源は66億1,805万7千円あります。

次に3ページの性質別歳出の状況についてであります。歳出合計は123億3,214万3千円であり、義務的経費の決算額の構成比では、人件費が前年度と比較して2.0ポイントの増、扶助費が0.1ポイント、公債費が0.4ポイントの減、全体では1.4ポイント増加しております。このうち人件費は、退職手当組合負担金の精算などにより、前年度に比べ2億8,475万8千円の増、扶助費は、保育所運営費の増などにより4,649万8千円の増、公債費は、市債の一部の償還が終了したことなどにより1,536万5千円の減となり、義務的経費全体では3億1,589万1千円の増となりました。また、その他の経費では、物件費は委託料の増などにより、前年度に比べ3,791万円、積立金は、市民交流施設整備基金への積み立てを行ったことなどから1億6,998万6千円、繰出金は、国民健康保険特別会計への繰り出しなどにより7,327万4千円の増となり、補助費等は、27年度分を26年に前倒し支給したことによる青年就農給付金の減や、前年度に社会保障・税番号制度システム整備を実施したことなどから、1,322万3千円の減となりました。投資的経費では、普通建設事業は、前年度と比較して2億7,768万1千円の減であります。前年度は、基金に積み立てていた地域の元気臨時交付金を活用して各種事業を実施してきたことによるものであります。次に、表の中ほどの列の下から3段目の経常収支比率についてであります。平成27年度は87.0パーセントとなり、前年度より4.6ポイント減っております。これは、地方消費税交付金などの歳入が増加したことが主な要因であります。その他の財務指標については、監査委員の審査意見書の4ページから5ページに記載してあるとおりであります。決算に関する説明書の4ページ及び5ページは、款別の決算の状況であります。それぞれ所管の課等において説明がなされたところであり、省略させていただきます。

次に、財政課所管分の歳入歳出決算について申し上げます。財政課所管分の主な特徴といたしましては、歳入では、消費税及び地方消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増を受け社会保障施策に充当してきたことなどであり、歳出では、予算執行による剰余金等を各種基金に積み立ててきたことなどであります。それでは、決算に関する説明書及び事項別明細書により御説明いたしますが、金額につきましては、千円未満を切り捨てて申し上げます。決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は2ページをお開きください。歳入から主な内容を御説明いたします。第2款地方譲与税の収入済額1億3,161万1千円は、前年度と比較しまして、560万5千円の増であります。地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の増が要因であります。

次に、事項別明細書は3ページにかけてであります。第6款、地方消費税交付金の収入済額4億2,372万3千円は、前年度比1億8,520万円の増であります。主に消費税等の税率の引き上げによる社会保障財源交付金1億7,876万4千円の交付によるものであり、民生費の社会福祉費等の社会保障施策に要する経費に充当いたしております。

第7款、自動車取得税交付金の収入済額1,271万7千円は、交付金の基礎となる自動車取得税の税収が伸びたことから、前年比426万4千円の増、第8款地方特例交付金の収入済額451万3千円は、前年度比33万5千円の増であります。

次に、第9款地方交付税の収入済額44億6,070万1千円は、前年度比6,044万5千円の増であり、このうち普通交付税が7,452万1千円増の37億3,256万2千円、特別交付税が1,407万6千円の減の7億2,813万9千円となりました。これは普通交付税における基準財政需要額の人口減少等特別対策事業費の新設による需要額の増が主なものであります。次に、決算に関する説明書は18ページから19ページ、事項別明細書は14ページになりますが、第15款財産収入、1項、1目財産貸付収入の収入済額2,861万円のうち財政課所管分は、現年度分の土地の貸付収入874万7千円、過年度分の土地の貸付収入1万1千円、グランビューあくねの土地及び建物貸付収入1,221万円を合わせた土地建物貸付収入2,096万9千円であります。このうち現年度分の土地の貸付収入の主なものは、桑原城工業団地の貸付料566万円であります。なお、収入未済額25

6万5千円は6名の未納によるものでありますが、前年度より人数では1名の増、金額では14万6千円の増となっております。次に、2目利子及び配当金の収入済額1,357万9千円のうち財政課所管分の基金利子については、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、土地基金及び市民交流施設整備基金に係る分であり、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおりであります。また、株式配当金529万2千円の内訳は、株式会社阿久根食肉流通センター配当金503万7千円、株式会社南日本放送18万円、株式会社南日本銀行7万5千円であります。2項、1目不動産売払収入の収入済額1,682万1千円のうち財政課所管分は、1節土地建物売払収入のうち、土地10件の普通財産の売払収入487万9千円であります。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は15ページになりますが、第16款寄附金、1項1目一般寄附金の収入済額2,554万8千円のうち財政課所管分は、鹿児島県板硝子商工協同組合北薩支部からの寄附金11万3千円であります。

次に、第17款繰入金、1項基金繰入金のうち、財政課所管分は、財政調整基金、市有施設整備基金の繰入金4億1,926万5千円であり、財政調整基金繰入金が主なものであります。これは、財政運営等の必要から繰り入れたものであります。なお、定額運用基金を除く各種基金の現在高については、監査委員の審査意見書33ページに掲載してありますので、御参照ください。第18款繰越金については説明を省略させていただき、次に、決算に関する説明書は21ページから22ページにかけて、事項別明細書は17ページとなりますが、第19款諸収入、5項4目雑入のうち、財政課所管分の主なものについて御説明いたします。決算に関する説明書22ページの備考欄の中ほどの全国市有物件災害共済会損害共済災害共済金95万5千円は、過年度に実施した防災行政無線修繕に係る共済金の交付があったものであり、その3行下の旧国民宿舎維持修繕等負担金343万6千円は、施設の維持修繕等の財源とするため、施設を運営している事業者が負担しているものであります。備考欄の下から4行目の県市町村振興協会市町村交付金435万3千円は、市町村振興宝くじ等の売上げ収益金の中から交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は19ページであります。第20款市債、1項15目臨時財政対策債の収入済額3億5,820万円は、地方の財源不足額を補填するために借り入れるものであり、後年度の元利償還金の全額が交付税措置されるものであります。前年度より2,800万円の減となっております。

以上で歳入についての説明を終わり、次に歳出の主なものについて御説明申し上げます。決算に関する説明書は27ページ、事項別明細書は22ページをお開きください。第2款総務費、1項5目財政管理費は、予算現額151万4千円、支出済額146万8千円、不用額4万6千円であり、執行率は96.99パーセントであります。このうち、13節委託料の支出済額126万3千円は、公会計制度に基づく財務諸表等作成支援業務であります。次に、決算に関する説明書は28ページにかけて、事項別明細書は23ページにかけてとなりますが、7目財産管理費は予算現額11億3,605万5千円、支出済額11億3,252万6千円、不用額352万8千円であり、執行率は99.69パーセントであります。このうち、財政課所管分について御説明いたします。11節需用費の支出済額1,276万円のうち、財政課所管分は396万6千円であり、旧国民宿舎施設整備等修繕料などが主なものであります。12節役務費の支出済額378万7千円のうち、財政課所管分は21万円であり、財産管理に係る郵便料が主なものであります。13節委託料の支出済額1,543万1千円のうち、財政課所管分は973万4千円であり、公共施設等総合管理計画策定等支援業務が主なものであります。公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通しや維持管理・修繕・更新等の実施についての総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるもので、27年度は、各課が所管している固定資産について、取得年度、取得金額、耐用年数などの基本的な情報の精査や既存の財産台帳等との突合を行い、固定資産台帳の整備を行ったものであります。17節公有財産購入費の支出済額175万8千円は、旧国民宿舎の

空調機器及び温泉源送水ポンプ等の購入経費であります。19節負担金補助及び交付金の支出済額72万2千円のうち、財政課所管分は67万1千円であり、電子入札等システム共同利用負担金が主なものであります。25節積立金の支出済額10億9,615万4千円は、財政調整基金、市有施設整備基金、減債基金及び市民交流施設整備基金に積立てを行ったものであり、内訳は決算に関する説明書の備考欄に記載のとおりであります。

次に、決算に関する説明書は66ページ、事項別明細書は70ページをお開きください。第12款公債費、1項1目元金の支出済額10億3,214万4千円は、市債償還金の元金であり、2目利子の支出済額1億429万8千円は市債償還金の利子であります。なお、平成27年度末の市債残高は、監査委員の審査意見書19ページに記載してあるとおり、前年度に比較して6,994万4千円余りの減となり、96億2,552万2千円となりました。また、市債残高の推移については、審査意見書34ページに掲載してありますので、御参照ください。次に予備費であります。予算計上額は、1,500万円ありますが、146万3千円の充用を行っており、不用額は93万7千円あります。充用の内容につきましては、監査委員の審査意見書の19ページに記載のとおり、弁護士委託料など延べ6件であります。

以上で歳入歳出決算額についての説明を終わり、次に、財産に関する調書についてですが、監査委員の審査意見書の31ページから34ページにかけて、土地、建物、債権のほか、財産の種類ごとに平成27年度中の増減内訳などについて記載してあり、また定額運用基金を除いた基金の推移を示してありますので、御参照いただき、説明を省略いたしたいと思っております。さらに、基金の運用に関する調書についても、土地基金などの定額運用基金の運用状況について、審査意見書の35ページから36ページに記載してありますので、その記載内容をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

以上で、平成27年度一般会計決算に関する総括的な事項と財政課所管に係る主な事項についての説明を終わります。

なお、質疑につきましては私、課長補佐または担当係長がお答えいたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。

この際暫時休憩します。11時20分より開催します。

(休憩 11:09～11:18)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開催しますが、質疑をされる方はページ数、款、項、目を言うてから質疑をしてください。

竹原信一委員

南日本放送の配当というのがありましたけれども、株、阿久根は幾ら持っているんですか、今の評価額でいうと、金額的には。

萩元財政課長

南日本放送の株式の御質問でございましたけれども、財産に関する調書の5ページに記載してありますとおり、南日本放送の株式につきましては150万円ということで計上いたしております。

竹原信一委員

株式会社は、株主の利益を確保するように働くのが当たり前ですよね。そうしたときにですね、報道の倫理という観点から見たときに、自治体が報道機関の株主をしているというのは倫理上問題があるのではないかと思うんですよ。これは鹿児島県もこのようなことをしてらるんですか。

萩元財政課長

南日本放送につきましては鹿児島県も所有していると認識しております。

竹原信一委員

これほんとに問題ですね、これ。御用報道と言われても仕方がない、そして、行政、県、市が、マスコミに自分たちの利益を確保するように、あるいは権力を増加するような方向に報道を誘導しかねない。少なくとも体制的にはそうなっているということですね。これは非常に大きな問題です。わかりました、以上です。

渡辺久治委員

説明書の27ページ、2款1項5目と2款1項7目の財政管理費と委託料のところですけども、委託料のうち、財務諸表連結等支援業務と公共施設等総合管理計画策定支援業務が財政課のあれになるんですかね。

萩元財政課長

財政課所管のものとしたしましては、こちらに記載してございます、財務諸表の連結支援業務とあと公共施設総合管理計画策定支援業務、委託料についてはそのほかですね、7目の財産管理費の委託料の中で、この備考欄に記載してあるものにつきましては、委託料の中で、その中のですね、除草作業、土地鑑定ほか、公共施設総合管理計画策定支援業務、あと、地質調査業務、これまでが財政課の所管でございます。

渡辺久治委員

委託されているということは委託先があるんですけども、どこに委託しているか教えてもらえますか。申しわけありません。

萩元財政課長

支援業務につきましては、地域科学研究所というところでございます。公共施設総合管理計画につきましては、東和建设技術コンサルタントに委託しております。

渡辺久治委員

それはどこにある会社ですかね。

萩元財政課長

地域科学研究所につきましては、鹿児島市内の事業者でございます。東和建设技術につきましては、福岡に本社がある会社でございます。

白石純一委員

今の件で、財務諸表連結等支援業務ということは、単式簿記から複式簿記への財務諸表4表の作成を目指してのものということなんでしょうか。

萩元財政課長

現在の財務諸表につきましては、総務省で定めてございます、統一モデルということで、複式簿記ではございません。今、単式で現金主義でやっています。それを補完するものとして、決算統計と活用してつくってるんですけど、それを来年度、28年度決算ですね、来年度からはそこに、より複式簿記の要素をとり入れた形で、新公会計ということでまた始まりますので、来年度になりますと、またそちらの要素が強くなった形で作成が行われると思っております。

山田勝委員

資料をですね、提出してくださいということで、私は去年の消耗品についてのお話をしました。なんでかといいますとね、阿久根市が年々疲弊していく姿を見てですね、やはり阿久根市の品物は阿久根市の業者がですね、納入して、税金をやはり公平に使わないかんという気がするもんですからね、こういう話をするんですけども。例えばこの中に吉原商事というのがあるんですけども、吉原商事は阿久根に支店を出されてちゃんとしたお店を持たれているから吉原商事から購入されたんですか。

萩元財政課長

こちらの消耗品などにつきましては市内事業者の活用ということで行っておりますので、

そのようなことだと感じております。

山田勝委員

吉原商事は市内業者として扱っているんですか。

萩元財政課長

市内に支店等有する事業者ということで、使っているところでございます。

山田勝委員

去年言ったのはですね、市内に例えば誰かがいるから、親がいるから、子供がいるからということですね、支店届をしたらそれで支店なんですかと、実態のないところもするっていうのはおかしいですよ。なんでかっていったら、例えば水道事業にしてもですよ、電気事業にしても、支店を出して、営業所まで出してる会社もあるんですよ。ですからそれをするんだったらね、いいですよ。その他水道にしても、電気にしても、営業所があるんだたらしますよとあなた方が言われるんだたら、これはこれで認めますよ。実態のない会社でも営業届しかちゃんと登記しとればいいんですね。実態のない会社なんですここは。店がありますか、私は去年言いましたよ、店を確認しましたかって。確認していないと思いますよ。確認したの、市内の業者であるというふうに。ただ単なる謄本ではだめですよ、誰でも考えつきます、それぐらいのことは。

萩元財政課長

この事業者につきましては、書類上といいますか、支店があるということでこちらも認識しておりますので、それ以上のことは全て確認することもございませんので、そこまでは意識してないところでございます。

山田勝委員

去年私は、あなたもおりましたよ。現実の実態がないというのは認められたわけですから、登記上はあるでしょう、登記上は。そんなことをやりおたらみんなやりますよ。非常に不公平ですよ、実体のない会社で登記して、それを阿久根市にしたら、阿久根市に指名願いを出したらですね、そういう指名をいただきました。そういうわけにはいかんのですよ、現実には、あなた方は。例えば水道業者にしても、電気業者にしてもですね、市内に親類があったり兄弟があったり支店があったりしているわけですから。それを公平に扱ってるか、扱ってないんです。これだけなんでそういう優遇をするんですか、ほんなら。優遇をするんですか、あとののはしないで。優遇する理由があったら言ってください。

萩元財政課長

こちらにつきましては、消耗品関係の単価とか定めてございますけれども、そのときに優遇をしているということではございませんで、見積もりの依頼を出しているということでございます。それは市内ほかの事業所とも同じでございます。

山田勝委員

私はね、去年ね、こういう話でやってですよ、阿久根市の商店の方々から何名かから聞いてですね、言いましたよ。その後、非常によくなりましたという話を聞いて安心しておったんですけどね、だから、去年、決算委員会の以前のものでありますて言えばそれでいいんですよ。あれだけ決算委員会で言っても同じようにするんだたらね、議会で話をする機会もないし、あなたは議員はどうでもいいんですよ、市長がよかて言えばいいんですかと思ってるんですか、事業を執行するについて。そういうことですよ、あんだけ言って、実態のない、しないでくださいと言ってですよ、それでも見積もりをとりましたよて言うんなら、どんな話をしても、議論をしても価値もない話ですよ。

萩元財政課長

そこにつきましては、物品等いろいろございます。今、工事のお話もございますけれども、工事関係につきましては、いろいろな法令等に基づきまして格付を設定し、それに基づいて指名をするということをしてしておりますが、物品等につきましては市内の事業者を優先するというところでやっているというところではございますが、その建設工事とは異なりまして、そ

の書類上提出していただくとかそういったものもないところでございますので、その点につきましては、より適切なやり方というのは心がけていきたいとは思っております。

山田勝委員

あなたはそういうことでよく頑張りますけどね、AZに行ってくださいよ、これよりも安くありますよ、AZに行ったら。そういうのもあるからまだ、AZもある、そういうことで市内の業者だけしてください、実体のない会社はしないでください、言っただけの話ですよ。それを素直にあなたはこの前の財政課長は受け止めて、来年は確認しますよと言いましたよ。だから確認してるんですよ。ですからやむを得ないと思ってるのは、9月までは仕方なかったです。その後についてはそういうふうにしてますというならそれでいいですよ、って私は思いますよ。でもあなたみたいに、いや、なんだかんだと言ったらですね、どんなに言ってもあなたたちが思う、職員が思うどおりしかできないということですよ。議論も何もする必要もない。市役所の中、伏魔殿ですよ。そういうことではよくないでしょうが。地方自治というのは住民の代表と議論をするんですから。私がこんなに言っても、いや、できません、いや、そうしますよって、話にならないですよ。こういうことだったらね、正式な話し合いもできないですよ。あなたは実体のある会社だと思ってるんですか、ほんなら。書類だけで処理するんですか。書類だけで処理するんですか、実体のない会社を。その課長、係長もですよ、根拠があるようにちゃんとですね、写真を撮ってきて見せてくださいよ。そしたら言いませんよ、そしたら。

萩元財政課長

実態があるかないかというところにつきましては、何をもって実体がないというところかという判断も難しいところでございますので、

山田勝委員

私は残念ですよ、あなたは鹿児島県からわざわざ来て、指導的立場にある人がですよ、ただ登記簿本に載ってるということだけを見てですよ、実態がありましたよと言うんですか。するんですよというふうにやられれば話もできないじゃないですか。一事が万事そういうふうに思われるんじゃないですか。私は実態があるかないか聞いているわけで、それは実態があるかないかというのを決めるのには登記簿本にありますよというんだったらね、そんなのは通らん話ですよ。よく市の職員は言いますよ、こげんすればでくったって、こげんすればでくったってって、実体のない会社でも簿本をとってですね、すれば書類上は通ります。気が利いた人、頭のいい人はやりますよ。それをあなた方は認めてるというのは、わたしたちはせめて議員の、住民の代表として出てきてる以上ですね、それは認められないです。それは認められない。

萩元財政課長

ただいまお話もありましたように、いろいろ市の入札案件ございます。市がお願いをする案件、それは工事にとどまらず、物品でありますとか、役務の提供とかもございます。それらにつきましてはいろいろと御意見もあるところでございますので、それは日々改めていきまして、より公平、適切になるようには常に心がけているところでございます。御指摘いただいたその件も含めましてですね、そういったものはよりよく進めていく方向には考えているところではございます。ただその、個別の事業者が、実態があるのかないのかというところはですね、そこの個別の話というのはなかなか、全体の判断といたしまして、今のところ書類上で会社であるということでは判断しているということではございますが、それも含めまして、より入札の適切なあり方を考えるというところでは施策は進めていきたいと思っております。

山田勝委員

どんなに話をしてもあなたがそんなに突っ張ってくるんだったら。受け止めてね、検討して研究する、私は去年はね、検討する。なら、よろしく申し上げますよ、来年も聞きますからねと言いましたよ。あなたもいらっしゃいました。ちゃんと阿久根の実態のある会社に、

阿久根の人がやってるところにしてくださいと言いましたよ、私は。それで一応私は終わりました、それでいいですね。私はそういう努力してくれているんだと思って、努力しているなあというふうに思いますよ。151万円ですからね、でも151万だとしてもね、そういう実体のない会社に阿久根市の税金を払ったことには変わりはないんですからね。だから、私が今ここで妥協すればですね、課長、みんな課長が守ってくらったでよかったがということで、また同じようなことを繰り返していくと思いますよ。だからあなたがこの件についてですね、実体のある会社だという写真でも持ってきてやればですね、それは認めますよ。そうですか、失礼しましたて。見てもおらんでしょ、係の職員も誰も見ていない。市民も誰も知らない、ただそういう手続だけでやっている。納得できない。つくづく思いますよ、役人は強いなあって、私がこんなに言ってもあなたは一步も下がろうとしない、受け止めようとしな

萩元財政課長

何も受け止めていないというわけではございません。当然、議会の場でも御意見いただいて、改めるべきところは改めるというところで、当然それは必要でございますので、入札の物品とか調達のある方についても、今、より適切な方法というのは常に検討して進めているところでございますので、その中でそういったことも考えてはいきたいと思っております。

山田勝委員

また来年も聞きます、確認します。どれぐらい受け止めているかですね。ほんとにね、別に私が儲かろうなんて思ってませんよ。阿久根市民がみんな頑張ってる中でですよ、きのう来たふとがそういうことに投げてやる必要がないじゃないですか。努力しているんですよ、みんな、阿久根市を何とかせないかんということで。利口な人だけが儲かるということじゃよくないでしょう、財政課長。もう、これ以上言いません、また来年も聞きます、以上。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第1号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。着席のまま休憩いたします。

(休憩 11:40～11:41)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開催します。

各課の審査が終了しました。

ここで現地調査についてお諮りします。

委員の意見を伺います。

白石純一委員

2款1項16目の庁舎管理費、事業名が太陽光発電蓄電池及びLED設置工事に関して庁舎内にある太陽光発電、蓄電池、LEDの設置状況を現地調査させていただきたいと思えます。加えてですね、同じ款項目の、これは太陽光ではなくて、従来の庁舎非常用蓄電池取替事業がございました。これについてもこの蓄電池を現地調査させていただければと思えます。以上です。

牟田学委員長

ほかの委員からありませんか。

それでは認定第1号中、2款1項16目庁舎管理費において、太陽光発電の蓄電池及び庁舎非常用蓄電池の調査を行いたいと思えます。

これに御異議ありませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

次に再度所管課を呼び確認するものがあるかお諮りいたします。

委員の意見を伺います。

仮屋園一徳委員

成果説明書のですね、23ページ、5款2項1目のシルバー人材センターの就労状況について資料をいただいたんですが、資料内容について課長の意見を伺いたいのでお願いします。

牟田学委員長

次に8番、野畑委員。

野畑直委員

成果説明書の51ページ、6款1項3目農業振興費の中で、鳥獣被害対策実践事業で緊急捕獲活動支援ということで、それぞれ鳥獣害の頭数を書いてあるんですけども、水産林務課との数字の関係はどうなっているのかが知りたいので、そこを伺いたいと思います。それについて水産林務課も関係しますので、一緒のほうがいいのかなと思っております。

牟田学委員長

農政課とですね。

野畑直委員

農政課とですね、よろしくお願いします。

中面幸人委員

私はですね、まず地域おこし協力隊の件ですね、水産林務課所管の6款3項5目ですね、それと、商工観光課所管のほうで7款1項3目、たぶん水産林務課のほうで1名、商工観光のほうには2名いらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、今、地方創生でいろいろやってる中でですね、いろいろほかの自治体でもよくメディア等で報道もあります。その中で市民からもそういう声も聞かれる中で、今現在どのような活動をされているのかというのをお聞きいたしたいと思います。

山田勝委員

農政課長とね、農業委員会の事務局に含めて資料の提出、聞いたんですが、資料だけ、そのとき分からないということで、資料だけきましたからね、その説明をしてほしい。

牟田学委員長

水産林務課に関してはよろしいですね。

山田勝委員

いいですよ。

牟田学委員長

じゃあ、この1件でよろしいですか。

山田勝委員

はい、いいです。

牟田学委員長

それでは所管課を呼んで説明を受けるものを言います。

6番仮屋園委員が5款2項1目、シルバー人材センターの就業状況。続いて野畑委員の6款1項3目農業振興費で鳥獣被害実践事業と水産林務課の捕獲対策業務の関連。これは農政課と一緒に説明を受けるということ。9番中面委員から6款3項5目と7款1項3目、地域おこし協力隊の説明を受けるということ。それと14番山田委員の農政課、農業委員会の件。以上5件であります。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めそのように決しました。

次に総括を行うものがあればお諮りいたします。

白石純一委員

2款1項16目、視察をさせていただく件で、まず市役所本庁舎の太陽光発電地は2階以上に設置すべきではなかったか、今後移築すべきかという点。同じ2款1項16目でその蓄電池の設置場所が、非常口の一部と重なっているのであるが、消防法上は問題ないのだろうかという点。同じ2款1項16目と10款5項2目及び6款1稿11目の市庁舎、脇本公民館、西目の農業改善センター、構造改善センター、これらの太陽光電力利用状況を施設内で市民にモニター等でより周知すべきではないかという点。最後に、2款1項16目で、太陽光発電ではなくですね、従来の電源、非常用発電の蓄電池を含む非常用発電が器械棟の1階に設置されてますが、これも今後2回以上に移築すべきではないかという点でございます。

牟田学委員長

続いて7番竹原恵美委員。

竹原恵美委員

6款1稿11目農業構造改善センター管理費です。それと10款5項2目公民館費、三笠支所において太陽光発電蓄電池及びLED設置工事に関して太陽光発電施設設置の効果です。次は、10款3項2目、中学校卒業祝い商品券に関して、公益性から見て必要があるのかです。次は、国民健康保険特別会計の事業勘定、歳入です。10款1項1目、一般会計繰入金に関して、今後保険税率の引き上げの必要性について聞きます。次は、国民健康保険特別会計の施設勘定です。1款1項1目、大川診療所の運営について質問します。

牟田学委員長

続いて8番野畑委員。

野畑直委員

8款5項5目街路事業費の中で、測量設計業務についてこの測量業務と設計業務を分割ときのう言ったかもしれませんけれども、分離がいい言葉かなと思いますので、分離発注の考え方について伺いたいと思います。

牟田学委員長

ただいま3名の委員から総括がありますが、ほかの委員の方はありませんか。

それでは1番白石委員、2款1項16目庁舎管理費、6款1項11目農業構造改善センター管理費、10款5項2目公民館費、以上3件。続いて7番、竹原恵美委員が6款1項11目農業構造改善センター管理費、10款5項2目公民館費、三笠支所、10款3項2目、中学校卒業祝い商品券、10款1項1目、一般会計繰入金に関して、それと、1款1項1目、大川診療所運営について。8番、野畑委員8款5項5目街路事業費について。以上3名の総括を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め

[発言する者あり]

山田勝委員

総括がですね、まずきのうの交際費について、総務課に交際費について。

牟田学委員長

何款でしたか、わかりました交際費ですね。

山田勝委員

それから入札指名について、以上です。

牟田学委員長

交際費についてはおおまかにどういう。

山田勝委員

きのう言うたよ。もっと使えって。

牟田学委員長

もっと使えってですね。入札はいいですね、水道課の件で。

[山田勝委員「全体の問題で」と発言あり]

全体の問題ですね。

それでは4人目が14番山田委員で、交際費、入札関係の項目を総括したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めそのように決しました。

この後の流れを説明します

このあと、再度所管課を呼び質疑を行い、次に現地調査、その後総括という流れでいきたいと思います。

それではこの際暫時休憩をいたします。

昼からは1時から開催しますので、よろしくお願いします。

(休憩 12:02~13:00)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

それでは認定第1号から認定第7号までを議題とし、再度所管課を呼び質疑を行います。

初めに6番仮屋園委員から質疑をお願いいたします。

仮屋園一徳委員

前もって通告をしておきましたので、款項目については省略いたしますが、シルバー人材センターの就労状況について、就労日数が手元にないということで、再度来ていただきました。就労内容について資料をいただいたんですが、まず初めに就労の中身についてなんですけど、一番多い人が276日、そして少ない人が0ということで回答来てたんですけど、きょうもらって、23名、0の人が23名ということなんですが、中身でですね、資料としては必要ないんですけど、ただ中身がですね、一番下が0の人が23名もいるんだっただけですね、276日から0までの就労者がどのようになっているかその辺をば、課長としては今後できれば調べておいてほしいなと思います。私が思うのはですね、登録はしてるけど、会員にはなってるけど就労がほとんどないという方が非常に多いわけですよ。本来の目的はですね、元気な人にできるだけ生きがいを与えるために就労の機会をふやしていくと、お互いの会員でそういったことをふやしていくということですので、多い人については全然問題ないと思うんですよ。ただ少ない人が、会員でありながら就労日数が少ない人についてはできるだけ努力をして就労日数をふやしていくべきじゃないかと思うんですが、その辺の考えを、課長の考えをお聞かせください。

山元生きがい対策課長

仮屋園委員にお答えいたします。就労日数の少ない方についてなるべく仕事を多く、就労日数をふやすべきではないかというお話でございます。この現在最少就業日数0日という方が23人いらっしゃるんですけども、この方々の中にはとりあえず会員登録をしておくというような形で、働いてはいらっしゃるんですけども、会員登録をされた方が7名。それから病気のために登録してるんだけど働くことができなかったという方が9名ほどいらっしゃるというような状況でございます。そういった方々も含めてですね、少しでも多く就労日数を増やしていければというふうに思っております。シルバーセンターの方とも話をする中で、やはり近年のシルバー人材センターの会員の方々が年齢的にも高齢化されてきているということで、やはり会員の獲得ということと、事業の確保ということがやはり大きな課題だということで、センターの方とも話をしているところでございます。ここについては私どももシルバーの方と一緒に会員獲得ですとか、事業受注に向けていろんな市のイベントだったりですとか、スポーツ大会ですとか、高齢者の方々が集まるような機会に、シルバー人材のPRということを行いながら、さらに会員の方の確保ということに取り組んで行ければというふうに考えているところでございます。

仮屋園一徳委員

就労の中身を見ますとですね、公共が23%、それから企業関係が35%、一般が41%というふうになっててですね、案外と作業の中で、重作業というか、ある程度できる人については委託の機会が多いと思うんですけど、もう年をとって軽作業、草むしりとかそういうごく軽作業で金も少ないと、そういう方について就労機会がなかなかないんじゃないかと思えますので、機会があればですねそういったのをばお願いをしてほしいなと思って終わります。どうもありがとうございます。

牟田学委員長

次に、野畑委員の質疑をお願いします。

野畑直委員

主要事業の成果説明書の51ページ、6款1項3目、農業振興費の中にですね、鳥獣被害対策実践事業として、緊急捕獲活動支援としてそれぞれ鳥獣害の捕獲した頭数が記載されておりますけれども、水産林務課の方で伺った数字と、この農政課所管の頭数についての違いってどうか、その辺を教えてください。

谷口農政課長

資料でいきますと、51ページと64ページの捕獲頭数の違いについてのお話かと思えます。昨年6月、県のほうから鳥獣被害実践事業のうち、緊急捕獲活動支援事業については九州農政局からの指示を受け、9月までの捕獲計画で事業計画を作成し、その後九州農政局へ提出したが、農政局では9月までの捕獲実績及び10月から12月までの捕獲計画を調査の上、再配分を考えているが、国の追加予算があるかは未定であることなどから、現時点の内示は9月以降までの分も考えておく必要がある旨の指示があり、県としては、捕獲活動が昨年並みに進むことになると、今年度の内示状況では9月までに使い切り、以降は不足することが確実と見込まれることから、不足分については補正対応で予算確保してもらうよう国に対して要請することを申し添えます、というものでございました。全国からはこのような状況の中、本事業の必要性について陳情や要望が多数寄せられました。市長も上京の際、いち早く国会議員や農林水産省の関係部局に要望書を持参し、お願いをされております。そして、今後の、今年の1月、平成27年度補正予算の取り扱いについてという連絡がございまして、本補正予算による支援対象は、交付決定以降の捕獲確認分とする。ただし、原則として10月以降の捕獲活動分とする。そしてそれは予算内での支払いということでございましたので、私ども農政課のほうの事業の成果説明書の実績状況になったところでございます。したがって、全体捕獲頭数と、補正予算内で対応できた頭数との違い、というふうに御理解いただきたいと思えます。

野畑直委員

この有害鳥獣捕獲事業について水産林務課で詳細に数字、資料をいただきました。その中でですね、それぞれ阿久根と脇本で193頭というふうに、1例だけイノシシだけ取り上げますけれども、この中で農政課の分については180頭となつておりますけど、これは今の説明を聞くと、月で割って、12月までというふうな判断でいいんですか。

谷口農政課長

12月までという話ではなくてですね、3月までなんですけれども、その中で予算枠があって、その予算枠内で支払われる分の頭数ということにしております。したがって、成獣が8千円、幼獣も1千円という単価がそれぞれ違うところもございまして、そういったところも勘案しながら、最大限予算をたくさん支払われる頭数の配分といたしまして、そのような形で支出をしてきているところでございます。

野畑直委員

わかったようなわからないような、ちょっと私は理解できにくいんですが、このイノシシの180頭について、阿久根と阿久根の捕獲協会と脇本の捕獲協会が水産林務課のほうにはそれぞれ180頭と13頭とあるんですけれども、この数字についてちょっと説明してもら

えませんか。農政課の180頭については阿久根とか脇本とか、その仕分けはないんですか。

谷口農政課長

捕獲協会そのものからきている分に、もう一般社団法人からきている分だけ一つにまとめられて私どものほうに上がってまいりますので、そこは阿久根、あるいは三笠といったところの仕分けはございません。

野畑直委員

それじゃあですね、今、水産林務課のほうからいただいた資料では193頭となっているわけですから、この農政課分に180頭というふうな数字は、その中の193頭の中の180頭というふうに理解しますが、水産林務課のほうとしてはどのような考えでこの数字の振り分けというのがなってるか、把握されてるんですか。

山平水産林務課長

今の質問の前に、農政課のほうの考え方、農政課のほうから頭数に関する考え方の説明がありましたので、水産林務課につきましても考え方を説明を前もってしておきたいと思えます。水産林務課におきましては起債を財源として、市単独事業で行っております。捕獲した鳥獣全頭数に対して助成を行っております。そこが農政課の頭数と比べれば、水産林務課の頭数が増えるところでありまして、それと先ほどの質問につきましても、水産林務課についても、一般社団法人阿久根市有害鳥獣捕獲協会のほうから資料を取り寄せております。その中で、その資料の内訳を見ますと、脇本の分と阿久根の分というふうに仕分けができますので、そこで阿久根と脇本の頭数を分けております。

野畑直委員

実はですね、私も捕獲協会の会員で昨年からなっているんですけども、会員でありながら実態が把握できないところで、今回詳しく聞いてるんですけども、結果的にですね、農政課の捕獲した分につき、1頭8千円の捕獲謝金がありまして、水産林務課のほうにまた、6千円の捕獲謝金があると、イノシシの場合ですね。そうした場合に、180頭については単純に8千円と6千円の合計1万4千円の謝金が支払われたということで理解したらいいんですか。

谷口農政課長

農政課で計上してありますイノシシの180頭、それは今委員がおっしゃったような形になると思います。

野畑直委員

農政課の分で資料で1頭8千円で180頭としてありますから、当然農政課の支払い分はそうだと思います。しかしながらですね、水産林務課と、私がわかりづらいというところはですね、全部で昨年、猟期も含めて268頭ですよ、イノシシは。有害鳥獣の時期と猟期を合わせて268頭イノシシは駆除しているわけですから、その中の180頭については1万4千円、残りの88頭については6千円支払われたということになるんですか。

谷口農政課長

そのようになるということになります。

野畑直委員

私がですね、先ほど水産林務課長のほうから捕獲協会のほうからその数字が上がってきているから把握してると言われて、私はその資料を持たないからわかりづらいのかもわかりませんが、どうも捕獲したときに、これは農政課の分を含んで。これは水産林務課だけの分であるという仕分けがわからないもんですから、今聞いてるんですけども、同じ駆除をして、ある時期では1万4千円あり、ある時期では6千円しかないとなると、そのような差があると思ってる質問なんですけれども、それがよくわかるにはどうしたらわかるのかなあというふうに思ってるもんですから聞いてるんですけど。

大野係長

今言われるのは、国の8千円の上乗せがあるやつは猟期以外の有害鳥獣の法人捕獲ののに

については、市の謝金もあり、国の8千円の上乗せもあるということです。猟期というのは言い方は悪いですが、趣味の世界ですので、有害鳥獣捕獲ではないもんですから、国の8千円はつかないということです。

野畑直委員

私は、水産林務課のほうからいただいた資料にはですね、今言われる猟期は75頭、そして今言われる有害鳥獣の時は193頭ということですよね。だから私はこの193頭がそのままイノシシの農政課の分の180頭のところに193頭がくれば、それはよりわかりやすいじゃないですか。ここに13頭の差があることがなんでこうなるのかあ、同じ有害鳥獣捕獲の事業であるにもかかわらず、13頭の差があるから聞いているんですけども。

谷口農政課長

今、180頭と93頭のそこの差のお話かと思えます。これにつきましては、冒頭に申し上げたとおり、全ての、私どもも全てに与えられれば一番いいんですけども、ただ、昨年からですね、国の方がちょうど25年度からこの事業が始まりまして、3年経過したところで昨年、実を言いますと、9月時点で終わりにしようというような状況だったところです。それをば補正予算でもう一回復活がされまして、それも満額という形じゃなくて、予算を配分してその予算の配分の中で処理をしてくれと。地域によってはですね、あの当時、話があった中では単価を今の金額から半分にするか、あるいは市のほうでその分を今からは負担をするか、そういう選択肢もありました。それで、あるいは今の単価で、8千円の単価で引っ張って行って、金がなくなったら終わりという選択をするかとか、そういった3つの選択肢がございまして、私ども捕獲協会の方とも水産林務課と一緒に話をする中で、一応今の単価はそのまま継続でいけるところまでいこうという結論に達したもんですから、じゃあその意向を受けてこの8千円の単価ですときました。その補正予算の内示が先ほど申しましたとおり、今年1月、内示があって、その金額というのがこちらで満額を持つてる金額じゃなかったもんですから、その金額に合う頭数というのをば最大限、いかくらさんと言いますか、捕獲協会とも打ち合わせをする中で、いわゆるイノシシが何頭、シカが何頭等いうなかで、満額、予算を満額与えられるような金額に、あるいは数量に合わせつけて申請をあげていったという状況でございます。

野畑直委員

市の対応としてはそれでもいいかと思うんですよ、ただ捕獲協会の会員の場合にはそれぞれが捕獲して、捕獲謝金については個人で支払われている、私は協会員でありながら捕獲したことはまだありませんけれども、それぞれ捕獲した人に還元されるべきものかあというふうに、なんといいますかね、私は捕獲協会員ですけども、私に還元されるものではありませんので、捕獲した人に捕獲謝金というのは配分されているものと思っておりますので、だから先ほど申し上げましたように、時期的なもので区切ってここまで8千円ですよ、そのあと捕獲した人が3月にとった人にはありませんでしたとか、そういうことで時期的なものがあるのかということを知りました。市役所の対応としては、いや国からもらったものを捕獲協会に渡しました。私たちの仕事はそこですと言われるけれども、実際に今ほとんど箱穴が多いですけども、箱穴でとる人はそれぞれであって、捕獲協会の会員の、例えば我々の、私にまでそういう捕獲謝金がまわってくるのではないもんですから、そこあたりがやっぱりそれぞれ捕獲した人が違うのに、市としてはそうするしかないと言われてますけど、そこら辺までですね、協会員、捕獲した会員一人一人にどういうふうに分配されてるのかとか、そこあたりまでやっぱり市が関知すべきかどうかというのは私も言いませんけども、どうもこの193頭のうち、180頭で、てなるとなんか配分はうまくいってるのかなというふうに思うんですが、その辺は課長どのように考えますか。農政課長の180頭でそれぞれ別々ですので、お二人の課長の考えを伺いたいと思います。

谷口農政課長

私どもは法人組織で、その運営とかもあろうかと思えます。そういった中では全体的に

プールしてお使いになるものもあれば、個人に分配される分もそれぞれあるんじゃないかという認識はしております。ただ、そういった中で、どういう形で配分をされているかのところは、やはりその組織の中の話でございますので、私どもとしては最大限、国、県から予算をいただけるものについては、特に農作物に対する被害に対して、一生懸命、正業を投げうってでも頑張っていらっしゃるところもでございますので、そういった分では最大限協力したいという気持ちでっております。

園田課長補佐

課長に補足して説明いたします。180頭と190頭の差の13頭におきましては、平成28年度にまた国が予算化した分で、平成28年度中に支払うようにしております。ただ、先ほど課長からもありましたが、またこの後の予算は不透明という部分もありまして、国の予算の半分を見極めていきたいと考えております。

山平水産林務課長

水産林務課といたしましては、実際、一般社団法人阿久根市有害鳥獣捕獲協会の運営がどうなっているのかということまで、よく知りたいと思うところがあります。ただ、補助金とか委託費とか、一般社団法人阿久根市有害鳥獣捕獲協会に支払いをしておりますが、それにつきましては先ほど農政課のほうからもありましたように、運営費とかいろんなガソリン代、いろんな部分が出てきます。写真を撮ったりというのでも出てきますし。水産林務課としては一般社団法人にそのお金を流して、あとの人については例えば、一般社団法人で主とする分もありますけど、阿久根市有害鳥獣捕獲協会と協本協会に分かれてその捕獲謝金が行ってそこで実際、分配される、個人に分配される方法なんかも、恐らく違っているのではないかというふうに思っております。

野畑直委員

先ほど補足説明をしていただきましたけれども、これは決算ですから、また28年度中にそういうことがあれば、それなら28年度中に結果として計算されたらいいと思うんですよ、27年度の決算です。今、課長等の話を聞くとですね、183頭のうち180頭は8千円プラスされると、水産林務課の6千円プラス8千円ですよ。今話を聞いてるとですね、これは誰がとったかどうかわからないような感じになってきているのではないかと思います。ですから、イノシシの193頭に対して180頭分の8千円については按分する、例えば私が先ほど言ったように、捕獲協会員に按分するべきかなと感じたんですけども。それは今、課長の話を聞くと、そこまで我々が関知すべきではないとおっしゃいますけれども、そういう指導も必要ではないかというふうにも感じました。そしてまたニホンシカについてもですよ、431頭中395頭ということで36頭ですか、こういう数字が出てきますので、私の考えはですね、自分も会員でとってきたときに、こういう分配はなんかこうおかしいなあと思うことがあるのかなあというふうに思うものですから。やはりその辺の捕獲協会に対しても、実際に頭数的には193頭に対して180掛ける8千円分を補助しますよという考えですから、その辺を、一頭8千円と書かれればですね、なかなかそれには問題があるのかなあと思いますので、課長は、水産林務課長は関知すべきでないというような考え方で今、発言されましたけれども、やはりそういうふうなことをしたほうが、捕獲協会員それぞれがですね、実際有害鳥獣対策なんですから、一生懸命やってもらう意味でもしっかり会員に還元されるようにですね、説明のつくものでですよ、そういうふうな話もやはり私としては社団法人の方にもですね、話をしてもらいたいと思いますけれども、それは無理ですか。

山平水産林務課長

今、このような意見が出まして、また協会のほうとも話をしてみたいと思います。ただ、それができるかどうかというのは、今のところどういうふうになるかはわかりませんが、はい、以上です。

野畑直委員

もちろん相手がいることですので、私が今ちょっと言ったように、按分されるべきものだ

というふうな考えでですね、会員それぞれ捕獲頭数が違うわけだから、会員によって。その会員に按分されるような考え方を進言すべきだと思いますよ。そういうふうには、しつこくは言いませんけど、そういうふうには検討してもらってよろしくお願いします。終わります。

牟田学委員長

関連ですか、1番白石委員。

白石純一委員

この補助金についても補助金適正化法の適用を受けると理解してよろしいのでしょうか。

谷口農政課長

そのように理解されて結構であります。

白石純一委員

であればですね、市としてどのような補助金がどのようにして使われているか、その内容を詳しく求めることは当然だと思うんですが、もしそういうことがなかなかできていないのであれば、強くその辺は調べていただくように、強く要望いたします。

牟田学委員長

次に14番山田委員。

山田勝委員

先日あの農政課長にですね、農業委員会が具体的にどういうふうに改正されたんですかということで、牛のね、生産農家及び牛の飼育頭数についてお尋ねしたんですが、資料は出てきたんですが、やっぱりちゃんと説明をして欲しいと思って、お願いしました。

谷口農政課長

それでは農業委員会の関係からまず、説明をさせていただきたいと思います。回答書のほうを皆さんお手元に届いているのでしょうか、大丈夫ですか。まあ、選任による委員は条例に基づくものであるのかといったことをございます。農業委員会等に関する法律、旧法によりますと、選任による委員、第12条で、市町村長は選挙による委員のほか、次の各号に掲げるものを委員として選任しなければならない。農林水産省令で定める農業協同組合、農協共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事、経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員、または組合員各一人、当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験者を有する者4人、条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数以内と、以上のとおり法律により選任されているものでございます。別途に条例では定めていないということをございまして、なお選挙による委員は条例で8名というふうなうたわれております。それが今回、改正がございまして、農業委員会等に関する法律、新法ですけれども、改正の施行日につきましては28年4月1日ということをございます。委員の任命、第8条、委員は農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命すると、以上のとおり法律が改正をされまして、現任委員は、現在の委員の皆さん方ですけれども、経過措置により任期満了まで在任し、その任期満了後は新制度に基づき農業委員を選任していくということになります。

次に、農政課から畜産関係の資料を配布しました。この資料について御説明いたします。まず一番上の一番広い用紙でございます。肉牛に関する農家台帳に写してございます。農家名のところは個人情報もございまして、黒く消してございます。肉牛は番号であるとおおり、45農家ということになります。ただしこの中には鶴翔高校が1校は入っておりますので、実質は44になろうかと思ひます。それから飼育形態につきましては、ここに書いてあるとおおり一部一貫経営であったり、生産一貫経営、生産牛経営というタイプになろうかと思ひます。飼育頭数については1からそれぞれ各農家さんが今、2月1日現在での頭数でございまして、それぞれ記載がございます。一番下にKとして農家だけだと3,176頭となります。それから右のほうには成牛、いわゆる24カ月以上で分娩したものの頭数。それ

から真ん中のほうが育成牛、12カ月齢から24ヶ月齢未満。それから小牛、12カ月齢未満という形で載せてございます。次の用紙になります、次の用紙は乳牛になります。これは1件だけでございますので、もうすでに名前を書いているのとほとんど同じ状況になりますけれども、ホルスタインと生産牛の経営をされているところでございます。飼養頭数55頭ということになってます。ただし、この生産牛、黒牛の部分につきましては前のページのほうに記載がございまして、ここでは乳牛だけを記載してございます。それから次のページが豚になります。豚は市内で3カ所ございます。飼養頭数としては7,527頭、6カ月未満と6カ月以上ということになって仕分けをしてございます。最後の用紙になります。これは鶏の羽数でございます。鶏は13農家ございます。使用羽数が全てで65万971羽ということになっております。これの大きな仕分けとしては、採卵鶏とブロイラーに分かれております。以上でございます。

牟田学委員長

よろしいですか、次に9番中面委員。

中面幸人委員

私は水産林務課、そして商工観光課所管の中で、6款3項5目、水産林務課ではですね。商工観光課では、7款1項3目、この中で地域おこし協力隊の決算がなされておりますけれども、今、地方創生とですね、各それぞれの全国の自治体がこういう協力隊をですね、誘致じゃないけどそれぞれの自治体に来ていただいて、それぞれの地域の特産品の開発やらPR等なされているというふうにメディア等でもなされております。そういう中で自分たちの阿久根市民の中にでもですね、自分たちの市でもこういう協力隊というのが市報等で紹介されているけど、どのような活動しているのかというのを市民もやはり気にいらっしゃいますので、きょうはその協力隊の活動状況について説明をいただけたらというふうに思っております。

山平水産林務課長

水産林務課の地域おこし協力隊は、11月から翌年の3月まで、5カ月間でした。その中ではいろんな業務をやってもらおうという思い、計画を立ててたんですが、5カ月間の中で実際、協力隊が行ってきた業務といたしますのは、ヒラメ、ウニオコゼ、アワビ、赤ウニ、栽培漁業センターで種苗生産を行っております。その種苗生産、それとその技術の習得。それから種苗放流、かつ海にある程度成長した魚を持って行って、放流に関わることをやっております。それと、協力隊についてはやっぱり地域に溶け込まないといけないということで、新鮮朝市への参加とか、あとボンタンロードレース大会への参加とかやってきております。先ほども申しましたように、何分、期間が短いものがありまして、なかなかその次の段階に進めなかったというのが現状であります。

堂之下商工観光課長

それでは商工観光課の地域おこし協力隊について御説明いたします。商工観光課では平成27年度観光開発嘱託員として2名の募集を行いまして、そこに対して4名応募がありまして、選考の結果2名を採用いたしました。2名は京都の同じ会社で空家や空きビルを再生してクリエイターを誘致することで新たなコミュニティー創生に取り組んできており、1名はイノベーションプランナー、1名はグラフィックデザインを中心に仕事をされてきた方々でございます。7月22日付で採用し、すぐの仕事がみどこい夏祭りの準備業務であり、看板の設置や会場準備などにも従事してもらいました。その後、阿久根を知ってもらうこと、よそ者目線で阿久根の魅力を発信してほしいとお願いしまして、日々の活動や感動したこと、また風景写真などあくね日和という名前でフェイスブックやブログで情報発信をしております。地域の方々と交流を重ねる中で生まれたのが、あくねボンタンプロジェクトや大川トレッキングツアーなどであり、そのほか物産展等にも参加しまして、昨年10月山形屋で阿久根市物産展がありましたけれども、これは第55回30周年という記念すべき物産展でしたが、その会場装飾を担当していただきまして、それがこれまでにないアイデアで、山形屋

にも絶賛されたところがございます。鹿児島県が主催しています、若手経営者向けの産業おこし郷中塾にも聴講生として参加をしまして、本市参加者のフォローをしております。その成果として、秋野染色工芸の大漁旗の活用であったり、先日開店しました三九の直売所、ハーベストのオープンなどがございます。また、市内事業所の新製品のパッケージデザインやアドバイスなども行っており、若手経営者からの信頼も得ております。また、観光事業に対する提案も随時行ってもらっておりまして、精力的に活動していただいているところがございます。以上です。

中面幸人委員

今の両課長から説明いただきまして、それぞれ3名の方がですね、阿久根の地域おこしに努力されてる状況がわかったところがございます。若干その辺でですね、例えば決算等上がつとりますけれども、それぞれこの地域おこし協力隊については総務省のほうから活動経費として一人当たり上限400万の特別交付税等が出ているようでございますけれども、この辺あたりはどうなってるのか、そしてまた、市からのそういうその人たちに補助とか、例えば家賃なんかの補助とか、そういうのもあるんですか。例えば交付税の中で収まっていくんですか、その辺はどうなってますか。

山平水産林務課長

この地域おこし協力隊に係る経費につきましては、全額交付金のほうでまかなっております。その中で、地域おこし協力隊に対する報酬と家賃の補助等も限度額がありますけれども、一応全額補助ということで、市のほうで家賃のほうは払うようになっております。以上です。

中面幸人委員

せっかくですね、私たちの阿久根に来ていただいて、いろんな（聴取不能）の開発とか、PR等していただくわけですから、ましてや外に向けていろんな発信をしていただいて、目的はこの方たちがですね、例えば地域おこししながら阿久根市に定住、定着していただけるのが一番いいと思うわけですよ、そうすることによって人口がふえていくと。これから外に向けていいところを発信していかなければ何にもならないわけですから、その辺あたりをしっかりと自分たちのこの地域が支えていかなければならないと思うわけですね。だからそういう面でもそういう努力をちゃんと見ながらですね、まだ期間も短いわけですから、その方たちの才能や能力をですね、活かしていただいて、ぜひ阿久根によそからの人が定着していただけるように努力して今後お願いしたいと思います。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ現地調査を2時から行いたいと思いますので、時間になりましたら一旦議場のほうにお集まりください。

この際暫時休憩します。

(休憩 13:46～14:02)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

それではただいまから現地調査を行います。

(現地調査 14:02～14:18)

牟田学委員長

現地調査を終わります。

総括がですね、今準備をしていますので、答弁の準備をしていますので、3時を予定にし

ております。それまで休憩ですけれども、議場から近いところ、控室とか、早まることもありますので。

これで休会いたします。

(休憩 14:18～14:59)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

ここで認定第1号から認定第7号までを一括して議題とし、総括して意見を伺いますが、これは、これまでの審議においてなお、さらに疑義があるものについて、質疑を行うものがあります。なお、質疑を行う際は、ページ数、予算費目を明確にお願いします。

それでは通告がありました白石委員から質疑をお願いします。

白石純一委員

質問いたします。主要事業の成果説明書の2ページにございます、2款1項16目庁舎管理費の下のほう、太陽光発電蓄電池及びLED設置工事についてお伺いします。まず私は、太陽光発電蓄電池及びLEDを設置されたことは大変評価しております。現在市でも、再生可能エネルギービジョンを作成中と伺っておりますが、CO₂削減のためにまたはエネルギーの自給自足、この観点から市民に対してもこういった市が率先して公共施設で再生可能エネルギーを実際に生み出して、使っているという、電力の地産地消。これを示すことは大変有意義なことだと思っております。太陽光発電は大分普及しておりますけれども、ほとんどの太陽光発電は売電されて市外に出ていく電力でございます。いわゆる電力の地産地消ということに関しては、まさしくピンポイントでこの阿久根の市役所の上に降り注ぐ太陽をもって市役所の電力を賄うということは、大変意義深いことだと考えております。そして、災害時の電力供給停止となった場合に備え、蓄電池を、太陽光発電及び蓄電池を備える。そして災害時の拠点として、市役所が当然機能していく上で、太陽光発電蓄電池というのが力を発揮するものという趣旨にももちろん賛同いたします。そこで伺いいたします、この大規模災害事業実施状況にも記載がございますけれども、大規模災害等により被災した電力供給停止となった場合等の事態に対処するための太陽光発電であると。この大規模災害等に水害は含まれないでしょうか。お伺いします。

西平市長

白石議員の御質問にお答えいたします。想定する大規模災害にどういったものを想定するかという旨のお尋ねであります。当然水害というものも、一定程度想定する案件じゃないかと思っております。

白石純一委員

その水害も含むですね、大規模災害に備えるために設置した太陽光発電、そしてその蓄電池が水害のリスクが大変高いと思われるこの市役所の1階に設置することは、私は論理の矛盾だと思います。昭和46年でしたでしょうか、阿久根市市街地を水害が襲ったときに、私の自宅もこの市役所から数百メートルのところ、1メートル近い水がまいました。幸い私の家は2階建てでしたので、2階に避難し、また家財道具も2階に上げることで大分被災を最小限にとどめる事ができたと考えております。この市役所の現在の場所が昭和46年当時、水害、今ある蓄電池の場所がですね、水を、水没していなかったということは証明できますか。

西平市長

当時の災害の状況ということで、詳しい状況のお尋ねということでもありますけれども、現在手持ちの資料の中で、そのことを被害がなかったということと言える資料がないものと考えております。

白石純一委員

私もそうだと思います。したがって、水害でこの場所が、1階部分が水没するするり

スクはゼロではない。むしろ、かなりの程度で高いものだと推察することができると思います。横に大橋川が流れ、港も近いです。こういった状況で水害のリスクがかなり高い場所に、その災害時の対応策としての蓄電池を1階に備えつけるということには、矛盾があると私は考えますが、いかがでしょうか。

西平市長

水害を想定するということから今置いている1階という場所がいかなものかという旨でのお尋ねであると思います。確かに、水害というものを一つの災害として想定している、このことは事実でありますし、先ほどもお答えいたしました。そういった中から1階に設置すべきじゃなかったかということではなかろうかと思っております。当初、この太陽光の施設を整備するという段階になりまして、施設の仕様、そしてまたこれまでの庁舎周辺での災害の状況について、一定程度の考慮したということは事実であります。もちろん、災害がなかったということを証明する事実はないものということで、先ほどもお答えいたしましたけれども、この45年間以上にわたりまして、現在この地域で、水につかるという事案は発生しておりません。しかしながら、こういったことについては、当然災害への想定というものは十分必要であると我々も認識をしておりますので、例えば豪雨の時など、土のうを積み上げて危機を防護する設備等の措置ができないか、技術的な面から何か対応できるようなやり方というのを考えていく必要があるものと思っております。

白石純一委員

土のう等でですね、1メートル近い洪水を防げるものだとは決して思えません。やはり、災害時の防災拠点となる市役所、かつその場合、市長室、総務機能は2階にございますので、市役所の2階を死守するということが大事なわけですね。今回LEDも太陽光によるLEDも2階を賄うべく設置されております。この2階を防災拠点として維持するために、やはりこの蓄電池も2階以上に移設すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

西平市長

2階への移築につきましては、今入れております太陽光のこの蓄電池が、約1トンあるということで話を聞いておりますので、こちらを2階に設置した際に、例えば構造的な補強が必要であったり、あるいは現在配管等々が既設してありますけれども、こちらの見直し等の含めて経費の負担が出てくるものと思っております。そういったことから考えまして可能のようであれば、ここについては検討していきたいと思っております。

白石純一委員

議員の中でも多少建築設備の経験されてる方がいらっしゃいますが、御意見を伺うと実際2階の踊り場部分ですね、ちょうど今設置されてる蓄電池1階の真上部分、ここの状況も一緒に見ましたけれども、1トンの重りに耐えられないのはちょっと考えづらいんじゃないかと、つまり可能ではないかという御意見をいただきました。その辺もぜひ、1トンの重さに耐えられないという調査はされましたでしょうか。

西平市長

これについては具体的な調査等は行っておりません。

白石純一委員

調査をされていないのであればですね、速やかにしていただいて、可能であれば今後できるだけ速やかに移築するよう、御検討のほどよろしく願いいたします。

次に10款5項2目の脇本、三笠支所ですね、設置されている蓄電池についても1階に設置されてあると伺いましたが、同様の課題が当然出てくるかと思っておりますが、これについての所見をお聞かせください。

西平市長

脇本地区公民館に設置してある太陽報発電の蓄電池の設置状況ということでありますけれども、これにつきましては設置する場所の問題でこの場所になったということで、話を聞いております。本来2階部分も検討したということでありますけれども、現在そこに少し空間

があります、倉庫として活用してるところですけども。ただこちらに設置をした場合、どうしてもそのあとのメンテナンス関係の作業等々がかなり難しいということから、2階の設置を断念したということで話を聞いております。

白石純一委員

さまざまな要因があるかとは存じますが、まず1階の、たびたび申しますが、災害時の手当として置いてあるものが、その災害時に機能しなければ何の意味もないわけですから、これもさまざまな難しい要因は加味してでも、2階以上に設置する。1階でもやや高いところに置けないか。こういったこともぜひ検討していただきたいと思います。次に、この本庁舎の先ほど申した蓄電池、1階の蓄電池の現設置場所は、非常口のすぐ正面なのですが、非常口の一部とやや機械が重なっている部分があるんですが、これは消防法上問題はないんでしょうか。

西平市長

結論から申し上げますと、消防法上問題がないということで聞いております。と言いますのも、阿久根地区消防組合火災予防条例におきましては、防火対象物の避難口に設けるとは外開きとすることとされております。また、建築基準法施行令におきまして、出口の戸は内開きとしてはならないとされております。現在の非常口につきましては、内開きの場合には一部の戸が重なるということがございますけども、外開きが十分可能であるということから、問題はないという見解を持っております。

白石純一委員

この非常口に続く踊り場のところにあるわけですが、消防法では非常口に続く通路の幅員は1.8メートルと規定されておりますが、これもクリアしておりますでしょうか。

西平市長

現在、この廊下の部分の幅員ということで報告受けてるのは1.5メートルであります。この1.5メートルの基準がどうかということですけども、建築基準法の施行令の下では廊下の幅が1.2メートル以上としなければならないとされておることから、それについては問題ないということで認識をしております。

白石純一委員

すみません、私の理解がちょっと正しくなかったのかもしれませんが、改めて消防法上1.8メートルということが、必要なかったのか念のため御確認いただければと思います。

山下総務課長

それでは廊下の幅員について補足してお答えをいたします。本庁舎につきましては建築基準法施行令では廊下の幅が1.2メートル以上としなければならないというふうに規定をされているところがございますが、この設備の設置後の幅員は1.5メートル以上ございまして、問題がないものとされているところがございます。

白石純一委員

次に、本庁舎、脇本、三笠出張所、西目そして、失礼しました、もう一点は別の款項目で6款1項11目の西目構造改善センターですか、こちらの3カ所、あわせての質問ですけども、太陽光電力利用状況、先ほども申したように太陽光によって庁舎の、あるいは公共施設の電力が賄われているということを市民に周知させることは大変大事なことだと思いますが、それぞれの施設、ロビー等で市民にモニターなどを通じ周知すべきじゃないかと考えます。現在、市役所本庁のロビーでは大林のものについては告知されておりますが、これは市の施設でもなんでもないので、民間の施設の状況を、もちろん土地は市ですけども、民間の施設の太陽光発電状況を市民に知らしめるくらいであれば、より大事なことはこの市役所、あるいは公共施設でどれだけ太陽光を使って発電して、これだけ効果があるよということを周知することが大事だと思いますがいかがでしょうか。

西平市長

自然エネルギーの普及を御理解いただくという観点では多くの方々に今の現状をお知りい

ただくというのは大変重要だと考えております。そういったことから市民ホールにおきましては現在市が私有地を貸し出して発電している業者のメガソーラーの状況についてはお示しをしております。庁舎の件についていかななものかというお尋ねでございますけれども、現在庁舎で発電する太陽光につきましては、規模からして常時周知するという取り扱いは現在いたしておりません。ただ、議員のおっしゃるとおり、多くの方々に御理解いただくということは必要でありますので、その設置の効果を例えばですね、市のホームページ等で適宜、定期的にお知らせするというところで検討していきたいと考えているところであります。

白石純一委員

なかなかホームページというのも全ての市民の方が見られるわけではございません。市民が市役所に来られた時にですね、入り口のところで、実は市役所に来てこの屋上にああいったパネルが太陽光発電のパネルが並んでいて、太陽光を使って市の市役所の電力を賄っているよと知ってらっしゃる市民の方がどれだけいらっしゃるでしょうか。私も少なくとも議員になるまで知りませんでした。したがって、市民に少なくとも市役所に来たときにこういった太陽光を使って発電してるんだよということを知らしめることは大変重要だと思いますが、もう一度お考えをお聞かせください。

西平市長

私今、手元のほうに発電状況を表示するエコシステムというシステム入ってますけども、こちらのほうですね、消費電力量であったり、太陽光の発電量であったり、そして消費電力量を節電料金にかえた話であったり、あるいは二酸化炭素の削減量というのが出るようなシステムが導入されていると話を聞いております。この状況を市民の方々に知らせするには、それ相応の工事等も必要になってくるということですので、こういったことも含めてちょっと検討したいなと思います。こういった形にせよ、市民の方々に御理解いただくことはすごく大事だと思いますので、そういった方向で検討していきたいと思っております。

白石純一委員

ぜひよろしく申し上げます。次に最後になりますけれども、今まで申しましたものは太陽光発電に関するものでございますが、同じく2款1項16目で、2ページ成果説明書の上段になりますけれども、従来ある電気設備の非常用発電の蓄電池も22年度取りかえておられますが、これは機械棟の2階にございますが、それを含むその基になる非常用発電機ですね、これは1階にございます。先ほどの蓄電池と同様、非常用の発電機として災害時に停電時に機能させるべきものがやはり1階にあることは、水害の被害を受けることは、否定は全くできないと思います。これも今後、太陽光発電の蓄電池ほど簡単ではないと思っておりますけれども、今後、2階以上の高さを保持するような場所に移設できないか検討されるお考えはないでしょうか。

西平市長

機械棟にあります非常用発電機につきましては、その重量が約2.5トン、3トンぐらいということですので、それなりの補強工事を行わなければならないということが考えられます。そういったことから当然費用負担も生じるということになりますので、見積もりのほうをさせまして、それとまた同時に当面での現状ということではございますが、応急的な防護措置も当然必要ということになりますので、その両面から検討していきたいと考えております。

白石純一委員

従前にましても気候変動の影響でゲリラ豪雨ですとか、台風の大型化、または津波のリスクも指摘されているかと思っております。また、この場所は海にも近く、高潮でそういった水害が助長されるという懸念もございまして、したがって、当初1階に非常用発電設備がつけられたということが私はあまりにも稚拙な計画だったと言わざるを得ないと思っております。今後可能な限り、財源等大変でございますけれども、できるだけ速やかにですね、より高い場所に非常用発電、そして先ほどの太陽光発電の蓄電池を高い場所に移設して、来るべき水害ある

いは大規模災害に備えてこの市役所が防災拠点として、機能できるようにしていただきたいと強く要望します。最後にこの点に関してもう一度市長のお考えを賜れば幸いです。

西平市長

市民の安心安全を守ることが市役所の大事な仕事の一つですありますので、そのことに対しまして、しっかりと防災拠点として働くようなそういう整備づくりにしっかり努めていきたいと考えております。

牟田学委員長

次に7番竹原恵美委員。

竹原恵美委員

お尋ねします、まずは成果表のページ60ページ、6款1項11目農業構造改善センター管理費です、そして、同時に成果表のページ118ページ、10款5項2目公民館費、三笠支所です。両方に対してソーラーと蓄電池、LEDを設置したもんなんですが、結果を聞きましたら、西目の構造改善センターは約3,500万円かけて、電力としての効果は7月以降の稼働で約12万5千円です。脇本の地区公民館では、約4,500万円かけて、4月から9月の5カ月間で約21万円の効果がありました。この効果を見て、まず市長の感想としてはいかがでしょうか、十分な効果を得られている状況が見られましたでしょうか。

西平市長

竹原恵美委員にお答えいたします。6款1項11目15節工事請負費につきましてのお尋ねでありますけれども、そもそも西目地区の集会施設について、災害時の避難所として、整備をしているということが一義的な目的でございます。当然ながら、大規模な災害等によりまして、電源を喪失した場合においても避難所として十分に機能を果たせるということを目的に整備をしているものでございますので、電力の削減ということだけを目指してやっていることではないということ御理解いただきたいと思っております。

竹原恵美委員

それでは、災害時に十分な機能を果たせるということを目的になさった場合、ここが最近やはり先ほども出ましたゲリラ豪雨による雨による災害はとて多くなっています。頻度が高い災害の種類ですが、雨が多い曇りの日が多い、このような状況で、この設置したものは十分に機能を果たせるとお考えでしょうか。

西平市長

蓄電池の蓄電する量で約3日分の電気の量は確保できていると思っておりますので、その間の電気の確保については可能ではないかと考えております。

竹原恵美委員

それは蓄電池が入っている場合であって、蓄電池が今見たところ、30%、そのマックスの蓄電池のマックスの30%を利用している範囲でこの数が出て、先ほど紹介した、効果が出ているんですけれども、入っている場合が3日分という内容ではないでしょうか。それが、天候によっては、蓄電がされていない可能性は考えられませんか。

谷口農政課長

蓄電池の状況についてのお問い合わせだと思います。今回設置をしている蓄電池のモードとして、蓄電池優先モード、それから環境優先モード、それから経済優先モード、この3種類がございます。今、お問い合わせのありましたとおり、台風とか、最近の気象情報かなり入手しやすい状況がございますので、そういった状況を勘案しながら、このモードの選択というのもできるようになっておりますので、それを勘案しながら100%に近い状態でそこに向かっていくというような状況をとりたいというふうに考えているところです。

竹原恵美委員

何しろこれソーラーですから、ソーラーの特性は、特性からは逃れられないとは考えられます、モードを変えても。では、電気のためなんですけれども、代替品がないのであれば、代替品がないのであれば、この脆弱な、信用ができるかできないか、その天候にもよるかも

しれないものに対して頼る必要があるかもしれませんが、代替品があるのに、代替品があつて、安く購入できて、と言いますのが、バックアップに対しては、普通オイルの発電機が設置されます。かなり安く購入もできますし、安定して動くことも、信用があります。しかし、今回3,500万円、4,500万円使って、将来的には劣化したパネルも処理していきなきゃいけない、10年かかったら、蓄電池も変えなきゃいけない、そういうメンテナンスも含めて、この今の、もともとソーラーに対して、災害時の対策に、ソーラーを使うと言うこと自体が不適切ではありませんか、そうは考えられませんか。代替品があるのにですよ。

西平市長

仮にその大規模災害が発生して、いろんな電源の確保となると、当然ながらバックアップ電源というのも一つの選択として、選ばないといけないと思っております。ただ、これを設置した大きな目的というのは、先ほども言いましたが、災害時の対応、それとあわせて、今回グリーンニューディールの機器を活用しておりますので、二酸化炭素の削減というのも一つの目的と入っております。先ほどの一番議員にもお答えいたしましたけれども、阿久根市としても再生可能エネルギーを活用していくということを前提に掲げておりますし、そういった意味からも、自己でできるエネルギーを少しでも活用していくという趣旨で今回の整備を行っているというところであります。

竹原恵美委員

目的があつて、時代に乗っていて、補助金がついてきたというのはわかるんですけども、民間の、民間や、企業、企業や個人が使う発電して、売電するというサイクルとは全く異なった使い方をします。目的が違うから、そうすると十分に活かしていくことは、その機能を活かして動かしていくことはできません。じゃあこの合計で言うと、8,000万円ですが、どこがそのバランスの取り方でしょうかということはお考えになりましたでしょうか。将来ずっとこれをメンテナンスしながら、最終まで使っていく、またはつくり変えていくことの経費、そしてその間に機能を発揮するバランス、それが見合うかどうかでものは設置すべきではないですか、補助金があるから、時代に乗っているから、こういう表現をしななきゃいけないからという見方もありましようけれども、将来を考えると、負担を考えると、これくらいの機能しかないのであれば、今は手が出せないんじゃないか、理論はきれいだけれども、取るに足らない、まだ収支のつかない、バランスではないか、そういうふうな事業をつくるときには、落としどころ、幾らまでかけるのであればこれは買いたと、将来にとっても買いたと、だけれども、こういう負担があるのであれば、今は適切でないという判断はお持ちになってこれは事業を執行されましたでしょうか。

西平市長

先ほども申し上げましたけれども、この事業にあたりましては、再生可能エネルギーの整備ということも根底にあります。もちろん、民間のほうも今一生懸命取り組んでいて、その多くは売電のほうに供しているという事実があるのも現実であります。しかしながらやはり市の顔である市役所が第一に取り組むということも必要ではないかと考えています。そういったことから、市がこれから先、取り組んで行く方法を今回、自然エネルギーのですね、調査事業も入っておりますけれども、そういった側面的なものも考える上で、私は必要だったと考えたところでございます。以上です。

竹原恵美委員

私の考える事業のつくり方とは大分違うところがあるようです。ただ、やっぱり災害の時に、理想的な機能を発揮できること、そういう条件が整うこと期待しております。質問、次に移ります。説明書の60ページ、10款3項2目です、卒業祝い金についてお尋ねします。先の一般質問で、私が地方自治法の232条の2というところで、助成金補助などは公益性に必要がある場合において、行うことができるという原則を御紹介しました。この卒業祝い金の、今回の卒業祝い金についての公益性を、説明をおねがいします。

西平市長

この事業につきましては、そもそも2年前にさかのぼりますけれども、国の平成26年度、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、これを検討する中でこの交付金が、目的がですね、地方の消費喚起と生活の支援であったということから、消費の事業化として取り入れたものでございます。その中で、当時医療費の無料化をですね、中学生まで今行っておりますけれども、高校生まで延ばして欲しいという御意見があったのは事実でありますし、現在も多くの議員さん、そして住民の方々からもそういった声をお聞きするところでもございます。しかし、医療費については、病院に行く子、行かない子、両方いるという観点から、不公平もあるんじゃないかという声があるのも事実であります。そういったところで、高校生の医療費を無料化するというのではなくて、全員に恩恵がもたらされるものと考えた時に、中学校の卒業時に家計を手助けしたり、あるいは子育て支援の一環ということでこの商品券と図書券を配布するというところで決定さしていただいているということでもあります。

竹原恵美委員

先の地方自治法を紹介した時に同時に御紹介したのは、その時に言う公益とは広く社会一般の利益をいうのであって、社会全体の利益である。これは社会全体のためである。社会全員ということではないという文面もあることもお伝えしました。これはわかりづらいとおっしゃったところではありましたが、卒業祝い金の予算の時に、質問、私が質問しましたら、全ての中学卒業生に渡せることが、これを公平、平等とおっしゃるのですか、というふうにお尋ねしましたら、そうですね、この子だけ渡して、この子に渡さないというのはそういった意味から言うと不公平かというのがあるんじゃないでしょうか、新生活を送る上で必要な物品の購入というのも出て来るのではないんじゃないかと思えます、いろんな方々にお話を聞きますが、有意義に活用させてもらっているということで聞きました。市内の商品券又は図書券という形でお配りしています。経済効果もありますとあるんですけども、今のお話も病院に行く子、行かない子、そこにこだわって全員に配布できるものを選択したという上で卒業祝い金を全ての卒業生に渡すという選択をなさっています。しかし、公益性というのは、全体がという意味であって、個々全員がという意味ではない。そして、子供たちの一人ひとりを見ますと、じゃあ今回配った人たち、困窮していらっしゃる方もあったでしょうが、高所得の方もありました。本来は困ったところに、注力すべきではなかったでしょうか。全てに配ることを前提にするのが今回の公益ではなく、本当に困っているところ、1万円もらってもしょうがないってところに配るのではなく、この1万円がとても必要、そういうお考えはありませんか、そういう見方はありませんか。

西平市長

今回のこの商品券の支給事業につきましては、もちろん新生活に向けての生活支援という側面も当然あります。しかしながら、セーフティーネットとしての目的で、支給しているわけでは決してありません。もちろん経済的に困窮していらっしゃる方々がいらっしゃるということも十分認知しておりますけれども、そういった分につきましては、就学援助費を支給したり、あるいは支給要件として、世帯の所得の状況が大きな要因になっていることから、この就学援助費の支給によって経済的に困窮されている方への支援ということも行われているものと考えております。ですので、決してそのセーフティーネットという目的でやっているということではないので、そのことはお考え違いないようお願いしたいと思っております。

竹原恵美委員

すいません、今の話、ちょっと理解できないんですが、セーフティーネットという言葉と幾らか困っていらっしゃる方を救うというところがあって、今回は1万円もらってもなんとも感じないという方もいらっしゃる状態なんですけれども、もう一度、今の話もらえませんか。

西平市長

その1万円というお金というか商品券で5千円、5千円ということになりますけれども、

図書券と商品券で5千円ずつということになりますけれども、決してその一人ひとりの生活困窮を救うという目的でこのことをつくっているわけではございません。それに対する手助けとしては、ちゃんと就学の助成をする制度がありますので、そちらのほうの活用であったりということで拾えているというふうに思っているところであります。以上です。

竹原恵美委員

ですから、では、困っていない人、セーフティーネットではない、生活を救うというそういう目的ではない、別にありますということは解りますが、困っていないところに前提として渡したということが残ってくるんですか。

西平市長

困っている、困っていないということでお配りする相手を決めているものではないということでもあります。

竹原恵美委員

ですから、必要をこの1万円が卒業時の身支度をするのにどうしても必要な1万円を税金から渡されなくてもいいわというところに渡した価値というのはどこにあるのでしょうか、とお尋ねしているんです。

西平市長

具体的にそのことが、いらないということでのお声があったとすればいろいろと考えるところもありますけれども、私のところには具体的にこういうのはいらないからということで話は来ておりませんし、そのことをもってじゃあ辞退される方がいらっしゃたらもうそれはそれでいたしかないのかなというふうに思うんですが、それ以上ちょっとお答えようがないですね。

竹原恵美委員

私はPTAとの語る会の中では、こんなのいらないから医療費、もしもの時のセーフティーネット、もしもの時の救うガードが欲しかったというのは聞きました。それは一つの例です。この事業にはそういう意図であれば所得制限もありませんし、市民は喜ぶからと言って、緊急性のないものを税金からまた払っている。これって喜ぶ顔が見れるから渡すというようなレベルの公益性の、税金の使い方にはなっていませんか。きょうはちょっと本を用意しております、地方自治法、先ほどの条例の中身は、内容は、番号は一緒ですけども、公益上必要があるか否かは一応当該団体の、認定するが、市長が考えることではあるが、これは全くの自由裁量ではない、自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない、公益の必要性についての解釈が拡張された運用があるとする批判もあり、裁量権の逸脱又は乱用があると認められる場合には、違法と評価されることがある。一般的に、補助金はふえていて、一般論ですがふえていて、逸脱した乱用があるとする批判もある、本当に公共が必要だと、もらって喜ぶという意味ではなくて、必要があつてそこに手が差し伸べられる、そういう意図の差は税金を使うのであれば考える必要があつたかと思えます。これは私の意見です。結構です。次、お尋ねします。特別会計の4ページ、10款1項1目です。事業勘定です。健康保険料率について、今回、新しい監査委員のもとに意見として、「被保険者一人あたりの医療費は阿久根市は県内でも上位となっており、しかし、保険料調定額下位という不均衡な状態であることが繰入金金の増加要因と考えられる。保険税の見直しを検討されるべきではと考える。」という意見が添えられていましたが、これを見て市長はどうお考えになったのでしょうか。

西平市長

監査委員の御指摘ということでもありますけれども、確かに医療費の出ていく側と入ってくる側の問題、このバランスについては崩れている感があるということは感じております。

竹原恵美委員

それではその解消が必要だとは、監査委員はおっしゃいましたけれども、こちらから自発的にもう近々考えなければならぬ、検討は今年度考えて、始めていくという意見は聞けま

すでしょうか。

西平市長

この国民健康保険のことに関してのお尋ねですので、このことについてお答えいたしますけれども、現在、平成30年度から県のほうが主体となりまして、財政運営を行うこととされております。現在、県及び市町村において、このあり方について作業が進められている状況であります。その中で市町村が県へ納付すべき納付金額の財源となります国保税の標準保険料を県が市町村ごとに示すということになっております。おっしゃるとおり、そしてまた監査委員から御指摘があるとおり、本市におきましては、一人当たりの医療費は大変高く、調定額は低いと、また法定外の繰入も多額であるということから、県が示す標準保険料率は現行よりも高くなるのではないかとということが予想されております。このことについては、今後の作業としまして、平成30年度までに国保税率の改正が必要と考えておりますが、その税率については、示されるものを参考にして考えて行くと、ただこれについておそらく平成29年度、来年度に示されることもありますので、そこを踏まえて改定に踏み切るのが一番いいのではないかと私自身は考えているところです。以上です。

竹原恵美委員

スケジュールが聞くことができたので、一つは安心でしたけれども、その30年からの運営は担当課長から説明を受けました。しかしそれ以降もやはり阿久根市の単位で調定額を準備していかなければならない、結局運営としては阿久根市の中で個人から受け取った納税と健康保険料と、そしてまた上乘せして、補てんして調定額を県に渡すというだけなので、結局、今、この升はその予測としては、今より大きくなるということでしたら、ぜひ今度は遅滞なくある程度ついていくことを考えなければならないのではないかと思います。といいますのが、人口の3割が国民健康保険に入っており、平成27年度はこの特別会計に対して約5億円、5億円を超えています。一般会計より繰入しています。市の財政の健全化としても公平性にしても、どうも、そして受益者負担という観点においてもかなりのずれのまんま走ってきてしまっている、長く走ってきてしまったという感があります。スケジュールのように全体から繰り入れをぐっと少なくできるように、ある程度バランスを、受益者負担も考えながら、ついていきたいと思っております。ぜひ検討ください。以上です。

次質問いたします。特別会計のページ10ページの1款1項1目です。施設勘定で、大川診療所のことです。平成27年度の予算審査時には、おっしゃったのがアンケート調査をしたところであります。いろんなお話がありました。今後の大川診療所の運営のあり方ということについて、考えていく必要があるのではないかと考えていますとおっしゃったので、私はその通り受け止めていたのですが、課長に聞くと全く同じ運営を続けてきた。1年間に3,800万円、基金は、基金という数は出ますけれども、それも繰り入れて少しずつ積み上げてくるものなので、それ以前にあった基金は全くないところで約3,800万円使っています。当初の、予算の時には考えますとおっしゃったのに、全く同じ状態で運営していらっしゃるの、お話が違うのではないのでしょうか、違ったのではないのでしょうか、そういう予算時にはそういう説明ではなかったのではないですか。

牟田学委員長

恵美委員、いいですか。

竹原恵美委員

はい、あの話が違くと、考えて行くとおっしゃったのに、何もやってませんということだったんです。これはどういうことでしょうか。

西平市長

大川診療所のあり方について、当然ながら検討する会議ということでは指示をしております。現在、担当課におきましては、他市の診療所の状況の調査、そしてタクシーなどを運行する場合の費用等の資料収集を行っているという状況であります。

竹原恵美委員

ちょっとお話がずれていることもありますし、いまだ結果が出ていないということもあります。そしてもう一つは、一般質問でお尋ねした時に、そして資料もアンケートの資料も見ました。平成26年度中に行っているアンケートですが、地域には、大川地域の地区には、1,700人以上いる地区の中で、たった199人が存続を求める回答をはっきりと出してきた。ほかの方はお返事もなさらなかった、またはアンケート自体が配られなかった方です。これに対して市長は92%がその27年度自体には、92%が存続と答えた結論づけていらっしゃると思いますが、この辺も全く違っていたということはもう確認ができたと思います。92%は回答した人であって、いまだその結果が出ていないというのは、あまりに行き当たりばったりなりはしていませんか。4,000万円ずつ、このまんま毎年かかるということはもうほぼわかっています。利用者もふえません。もう先に検討していきますと、考えていく必要がありますとおっしゃったのですから、答えを出すようにお願いします。以上です。

牟田学委員長

はい、いいですか。

[竹原恵美委員「はい」と発言あり]

次に、8番野畑委員から。

野畑直委員

はい、どうもお疲れ様です。8款5項5目、街路事業費の中の都市再生整備計画事業について伺います。私はですね、これまでこのような事業に関してはちょっと利害関係がありましたので質疑を控えておりましたけれども、10月よりちょっと立場が変わりましたので、市長にお聞きしたいと思います。都市建設課長のほうにはですね、この市道の再生整備について、市道琴平浜中央線測量設計業務委託と、市道本町河畔線ほか設計測量業務委託、2件について、確認しましたところ、指名についてですよ、市外業者だけの指名であったということを確認したんですけれども、なぜこの市外業者だけに指名になったのか市長は何か報告を受けていますか。

西平市長

野畑議員がお話されておりますのは、平成27年度の社会資本整備総合交付金事業により、市道琴平浜中央線ほか測量設計業務委託、こちらと市道本町河畔線ほか測量設計業務委託のこの2件ではないかと思っております。この2件につきましては、うみ・まち・にぎわい再生整備基本計画に基づいた景観的な要因というものが重きであるということで、通常的设计、測量設計業務委託と若干異なるということで話を聞いております。設計業務を重視したということから、景観に対する多くの知識と経験を有する大手の市外業者を指名したということで話を聞いております。以上です。

野畑直委員

都市建設課長の考え方も似たような考え方だったと私も認識しておりますけれども、この測量業務とですね、設計業務の割合をお尋ねしたところ、琴平浜中央線に対しては測量業務41%、本町河畔線ほかについては47%ということで、合算して計算しますと、測量業務だけでですね、388万9千円、細かいところで80円ですね、390万円近く測量業務の割合が占めているということになります。そうした時にですね、今、市長も言われたとおり、設計業務に対して、何か経験豊富などころにということでしたらと思うんですけども、私はもうこれまでこの測量設計業務という中でほとんど生きてまいりましたけれども、もともとですね、測量業務については、測量業登録をしていかなければならないと、設計業務については建設コンサルタント登録とかありますけれども、私はもう考え方として全く、本当は別物だというふうに考えているところからですね、なかなかこの測量業というところが衰退していくと、鹿児島県にも専門学校がありましたけれども、もう無くなったということですね、世の中に対して測量というのは必要なものでありまして、そういうことも考えつつ、できればですね、阿久根市としてもこういう委託業務が少ない中で、390万もある測量の委

託について、分離発注をやはりちょっとは考えてはもらいたいという気持ちでいます。これはもうもちろん終わった業務ですので、これに対してどうこうではないんですけども、今後考え方としてですね、こういう設計についてこういうところを、経験豊富なところを、測量については、分離発注ということについて市長の今後の考え方をちょっと伺いたいと思います。

西平市長

測量業務と設計業務を分離発注できないかというようなお話でございますが、このことを仮に分離で発注するとなりますと、測量業務で出てきた成果物を完成検査してから設計業務にまわすということになりますので、時間的なものが場合によってはかかることから業務の効率化上若干問題があるのではないかと危惧をしております。ちなみに先ほどのお話の中でありましたとおり、昨年度は測量設計業務につきましては、13件ございましたけれども、議論の中で出てきました2件以外は11件については市内業者の方々にお願いをしているという状況もありますので、この2件については若干特殊なものであったというふうに私自身認識をしております。この委託においてはですね、極力、市内業者を使うということが前提というふうに思っているところでございます。以上です。

野畑直委員

確かに、今回の場合には設計について特殊なものがあるということですね、それはわからないでもないですよ、これまでのですね、私の経験の中で、平成27年度でもですね、主要成果の84ページの道路橋りょう総務費の中の道路台帳作成業務委託というのが400万円実施状況が掲載されておりますけれども、この道路台帳作成業務委託についても、数年前までは、県外業者がもうずっとやってきておりました。市内業者では無理だというような阿久根市の考え方があったようですね、やはり、経験をしていかないと、この道路台帳についてはここ数年市内の業者が受注をしておりますけれども、このようにですね、やっぱり業者育成ということで、これは無理だということではなくてですね、やはり指名されるという土俵に上がらないことにはもう何も出来ないですよ。だから頭からこれは無理だということではなくてですね、考え方がいいか悪いかは解りませんが、やはりこういう測量設計業務委託があつて同じ土俵に上がれば測量だけでもちょっとできるのではないかとということも下請でもできるんじゃないかというようなことにもつながると思うんですよ。ですからこういうことを言うんですけども、道路台帳1件で400万円、そして今分離発注すれば390万円、今市長がですね、ちょっと測量の検査をしてからそして時間がかかると、こういうのは当初解るわけですから、こういうのを発注したいというのはですね、そういう今ですね、この測量業務についてはもう全部電子納品なんですよ、平面図、横断図そういうかれこれのものが全部電子納品でされますので、CADも共通しておりますので、あまり支障はないと思うんですよ、こういう、私が、昔とちょっとやっぱその辺も違うのかなと、役所とすれば、測量設計を同一に出したほうがやっぱり煩雑さはされると思いますよ、しかし、測量、冒頭申し上げましたけれども、測量業登録と建設コンサルタント登録というのは全く別物であつて、やはり私は阿久根市だけではなくて、どの自治体も測量設計業務と一体化した考え方を持って発注されることがどこの自治体でもありますよ、しかしですね、もう列島改造論の頃から測量設計というのはものすごく激しくたくさん仕事がありましたけれども、もう最近こう無くなってくれば、やはりそういうことも考えて向いてもらいたいなという思いで今回私も利害関係がちょっと解かれたところで、今までの経験からして、やはりそういう測量業務を分離して発注してもらえればなという思いをお願いしているところなんですけども、今ですね、出水市については、これまで合併する前は阿久根市を含む2市4町どこも指名に入れてくれました。しかし、もう2市1町になってから、出水市に営業所があるか、支店があるかでないと絶対指名に入れません。川内市に至ってはもう私が知っているところでは、30数年前から市外業者は全然入っておりません。長島町についてはもう町内に業者がないもんですから、ほとんど北薩地区の業者を重点的に指名をされている状況です。そう

いう中でですね、阿久根市もなかなか委託というものが少ない中でこういうことも考えても
らいたいなということで、お願いをしているところです。課長は、課長の考えもう一つあり
まして、分離発注をすると諸経費がかさむという考えもあったみたいですが、測量業務
に諸経費とですね、設計業務の場合は諸経費、技術経費と全く別に積算されますので、これ
については私は費用は変わらないというふうに考えておりますので、市長もまた頭の中に入
れていただいて、今後の発注体系というのを考えてもらいたいと思います。このような考え
方として、私が言うように利害関係が無くならないとなかなかこういう発言はできなかつ
たんですけども、市長として今後、今、私の話したことについて前向きにやはり検討して
もらって発注体系というものをどうやっていくかという部分についてはどう思われますか。

西平市長

この経費にかかる部分というのは、確かに大した問題ではないかと私自身は考えておりま
す。それよりもやはり、業務の煩雑さ、それは恐らく市役所のほうだけではなく、業務に当
たられる方のほうも同じような経験をされるということになりますので、そちらについてど
うあるかということを検討しないといけないのかなと思っております。これまでも申し上げ
ておりますように、極力市内の業者を使うということを前提にして、指名委員会でも諮って
いるということでもありますので、その中で、議論されるということになってくると思っ
ております。測量と設計業務と別々に発注するということが、どこにメリット、そしてまた
デメリットがあるのかということをちょっと研究しながら今後考えていきたいと思いま
す。

野畑直委員

少し伝わらなかった部分があるのかなというふうにも感じます。今ですね、その測量デー
タというものは、デジタルデータということでされますので、そこまで昔と比べてという
煩雑さというのは私はもう軽減されてると思っておりますので、そこまで役所としての煩雑
さはないと思うし、もう一つは市内業者育成ということを考えてもらって、例えばですね、
今度の場合にも390万円ほどの委託料というものはもう本当大きいんですよ、そういうも
のをなるべく市内業者にどうにかして回るんだというような取り組みを今後やっていって
もらいたいと思いますのでよろしくお願ひします。

牟田学委員長

いいですか。この際暫時休憩します。

(休憩 16:04～16:14)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に14番山田勝委員。マイクを寄せてください。

山田勝委員

市長、私はね、市長のこの施政方針を毎年もらうのが楽しみなんです。非常に文学的で、
いい施政方針ですよ、だから28年度のを見て改めてですね、こう見ながら、こう最終的に
感じるの、この地に暮らす全ての市民の皆様が共に手を携えてつながりながら尊重し、お
互いを高めつつ育み明るい未来であるその先へ創造を目指して明るい未来への強固な礎を築
いていただきたいと思ひます。笑顔あふれる夢のまちづくりのスタートの年でした。という
ことですね、私はいつもいつも、あす、あさって、未来の阿久根を信じつつこうして議会
に参加しているんですけど、きのう、27年度の歳入歳出決算事項別明細書の中ですね、
21ページ、市長の交際費についてですね、ちょっと担当課職員とこう質疑をしたんですけ
ど、120万円の予算を組んでいらっしゃるのに、60万8,051円ですかね、半分しか
使っていないというのはね、どうも、もっともっと積極的に交際をしてですね、やって欲
しいと思うんですよ、だから市長が、例えば市長がマスコミ対策とか、あるいはそういう外部
との交際について、トップセールスだと思ひますよ、そういう中でね、どういふ交際をされ

ている、笑顔がトップセールスなのか、ちっとなつとやっぱ手土産持っていかな気がすまん気がするんですけどね、いかがですか。

西平市長

これまでも、多くの方々とお会いする機会が多々ございます。当然マスコミの方だけではなくてですね、阿久根出身で企業を経営されている方、あるいは市内の方ともそうですけれども、いろんな会合等でお会いする機会等たくさんございます。そういったお互い情報交換しながら、市政の発展につなげていくべき交際というものについて、この交際費というものを活用しているということでございますので、私としては有効に活用しているものと考えているところでございます。以上です。

山田勝委員

有効に活用していないとは言わない。使い方が足らんちゅうだけの話ですよ。使い方が足らん。たとえばですね、テレビ、あるいはマスコミの方々がどういう方々でもいいですよ、何か帰りにちょっとした手土産でも持たせるのかなという気がするんですが、私も何人という人を知ってるんですけどね、手土産をやったら気持ちが違うから、非常にいいという気がしますけどね、何で有効に使われているのは知ってますよ、わかっていますよ、あなたが大事にお使いになっていらっしゃることはわかっているけど、でも、あと60万使うことによってですね、もっと阿久根がPRされて、もっと阿久根の品物が売れるという気が私するもんですからね、その付近はあなただけじゃなくて、担当課とか、あるいは秘書係とかですね、気をつけないかと思うんですけどね、今後はどげんしても私は分からない。副市長、あなたは県の職員で東京事務所においやったんですが、どう思いますか。

寺地副市長

東京事務所におりました、ただ、当時と今とは違いまして、公金の適正な支出ということで、非常に交際の支出基準とかいろいろありまして、今現在は基準に基づいて使用しております。当時と今とはだいぶ時代が変わっております。

山田勝委員

違っているのは私もわかりますよ。でもね、昔はこんなもんじゃなかったですよ、阿久根市の交際費も250万ぐらいありましたよ、市長の交際費は、でも今120万交際費を上げておって、60万しか使わんって、きばいかたが足らなよ、何しとつとなという気持ちで私はいるんですよ。そういうことですね、市長、市長はあなたの笑顔で、あなたのほほ笑みで相当その宣伝しているという気はしますよ。でも、現実にはやっぱりね、ちょこつとした気づかいが、私は功を制すると思いますよ、ぜひ積極的に取り組むように引っかからんごとですね、職員にも指示していただきたいと思います。よろしいですか。答弁をすりゃしてください。頑張ってください。

西平市長

お土産等々にも活用しないかというようなお話でございます。当然ながら市内の方々にそういったものを送るということになりますと公職選挙法上、やはりいろいろと問題があるということもありますが、市外の方で例えば関東地区阿久根会、あるいは近畿地区阿久根会、こういった方々に地元の大事さ、ふるさとを思っただくということで若干の手土産を持っていくということはございますので、そういったところを含めてですね、阿久根市に対して今後いろんなことが期待できる。ふるさと納税であったりとか、そういったものをお願いできるような素地があるようなことであれば、これは積極的に活用していきたいと考えております。以上です。

山田勝委員

そういうことで頑張ってください。それから、工事請負の入札のあり方についてなんですけど、今ですね、私は建設、建築についての入札についてはですね、非常にいいという話をよく聞きます。しかしながら、共同水道事業、水道関係及び水道関係の工事をされる方々の入札についてですね、きょう水道課長とこういろいろ話をしたんですけどね、水道課

は特別なところですから、という気持ちで話をしたら、いや私は指名委員ではないですので、私じゃありません、副市長の責任ですよとこういう感じで申し上げたんですけどね、現実には、素案をつかってやるんですかって、素案はつくってやりますと言いましたよ、だからどこからどこずいほんとかうそかわからんです、これは。そんなことですね。私が例えばですね、電気工事の関係で地元の企業の名前は言うなということですから、AとBとという大きな会社があるんですが、これがほとんど専従なんですね。ほとんどお二人舞台。そしてたまたま、ときに九州営業所メタウォーター株式会社、これを何で入れたんですかという話をしたらですね、実はこの会社の器具、機材を使いますので、ここを入れました。やっとわかりましたよ。関係者が言うのには、あんしは仕事は取ったいどんからん、仕事は鹿児島からくうしがすったって、全部。そうだったら何もこの二つだけじゃなくてですね、阿久根にある業者とか、あるいは阿久根に支店を持ってる業者とかというのね、私は指名して二つの業者だけでなくですね、やはり小さいからといって育てる責任もあると思うんですよ、いかがですか。

寺地副市長

27年度の電気工事の指名の実績を申し上げます。阿久根市の営業所を含めてAランク3社、マルB、Cが4社、内Aの指名回数、12回、12回でございます。それからマルB、C、Aの指名回数、1件でございます。そして落札回数がAが5回、マルB、Cが7件という実績でございます。こういう意味で電気工事につきましてはランクづけをいたしておりますので、ランクに応じて発注している次第でございます。

山田勝委員

簡単にですね、簡単にランクに、ですからと言われてもですね、地元阿久根の業者、僕はいつも思ってるんですけどね、建築業者もでした、Aクラスがずっと下まで降りてくるっていう状況からですね、今はAクラス非常にBCDクラスもですね、入札がよくされて、前は全体の中ですよ、80%Aクラスがもって行って、あとは20%ちょぼちょぼ分けるという状況の中からですね、非常に改善されてよかったと思いますよ。でもあなたが言われる電気工事についてはですね、阿久根の業者が二人、それで鹿児島の業者が二人、話によるとこの鹿児島の業者の器具、機材を使うからこの業者があとは仕事をする。そうだったらですね、別に二つじゃなくてAクラス3つ入れてもいいじゃないですか、4つ入れてもいいじゃないですか、Bクラスを入れても。仕事はちゃんとできますし、それでね、阿久根の業者っていうのはちゃんと指導せないかん責任がありますよ、役所の職員は。ちまたの方々と違うんですよ役所の職員は、優秀で。そしてそれなりのギャラももらってる、責任をもってちゃんとやってもらわな困るじゃないですか。私は何も自分がもうかるから言うんじゃないですよ、一握りの人に偏っていかんじゃないんですかという話をするんですよ。だからこの、鹿児島の業者が仕事をする、この機械を使っていますからということですから、そういうことでしょうね、水道課長がそう言ったから。

中野水道課長

電気計装で、水道の電気計装の受注業者がAランクということで、2社が取っているわけですが、今、受注業者の中におきましては、まず、水道システムの機器に関しまして、工事発注する場合、発注のシステム状況に満足できる機器であればメーカーは問いません。また、機器メーカーが設計に満足しておれば、まず業者としましては機種を選定購入しまして、それに結線、配線などをおこないまして、工事自体は受注業者自体が行っております。ただ、それを今度は運用する時の調整については1週間程度その機器メーカーのほうで調整に入っているのが現状です。

山田勝委員

それじゃない、あんたはメタウォーター株式会社九州営業所を入れた、指名参加させた原因、根拠は何ですかと言ったら、この会社の機械を使うからって言ったじゃないですか。

中野水道課長

メタウォーターにつきましては、第6次拡張事業の実施しましたときの上水道の水道システムをプレゼンテーションしましたときに、提案としましてメタウォーターの機種が大変良かったので、それを上水道のほうで使用した関係で、あとは簡易水道におきましては、意見は聞いてメーカー指定だけはしておりません。ただ、結果として据えられているのがメタウォーターになっているのが現状です。

山田勝委員

だからメタウォーターの機械を使うから入札に参加させました。結果、阿久根の業者がとっても、仕事はこの人たちがするんですと、関係業者の人が言うんだから、そういうことだったらほかの業者も参加させていいのじゃないですかというんですよ私は。そういうことですよ市長。何もあれを入れて、これをとこういう一つのね、メタウォーターを入れる根拠がそういうことなんですから。だったらほかの業者も入れてメタウォーターをですね、機械を使えばいいじゃないですか、全然変わらない。私が思うのは、Aクラスの建築、あれもでしたけどね、一つの業者をずっと育てていくんですね、ほかの業者はつぶれてなくなってもいい。そういうやり方じゃよくないから、なるべく公正に公平に押しなべてやる必要がありますよということですよ、副市長考えてください。これは去年の話ですからね、今後の話は考えてくださいということですよ。

寺地副市長

今後、公平、そして格付け等もですけど、原則、阿久根市内の業者優先して指名委員会でいろいろ検討してみたいと思っております、以上です。

山田勝委員

よろしくお願いします。それからですね、もう一つですね、これは水道課じゃありません。去年寺山住宅6号屋内電気工事、あるいは、ちょっと待ってくださいね、あそこでした、こじかですね。阿久根市子ども発達支援、こじかの電気工事、1, 282万、それから水道工事3, 152万。これもこの阿久根のABという業者だけですよ。金額からしてね、阿久根の業者3人、4人入れても十分おかしくないのをば、なんでこの業者だけ優先にせないかん理由があるんですか。

寺地副市長

こじかの関係ですね、発注。あれは国の補助事業を受けておりますので、格付けに基づいて指名しております。

山田勝委員

私はね、ほんなら国の補助事業を受けておればですね、こういう金額はAランクでなければさせてはならないという根拠が、どういう根拠があるのか、どういう法律があるのか。

寺地副市長

国の補助事業はですね、会計実地検査というのがあります。だから、そのクラスができるんですかということで会計実地検査を実検いたします。そういうことで、市の指名の格付けに基づいて指名しているということでございます。

山田勝委員

私が言うのはですね、1, 282万円とですよ、3, 152万円というのはあなた方は市の格付けに基づいて、他の仕事は指名してるわけですよ、ほかの工事は。では、なんでこれだけ特別なんですか。それは国の補助事業であろうと、阿久根市のやってる事業、例えば社会資本整備総合事業であろうともですね、国から出ている金ですよ。それがそれぞれにおいてですね、そういうのはおかしいじゃないですかと、押しなべて公平公正にやっておればですね、皆さん不満を言わないんですよ。市長が言う笑顔あふれるまちづくりができるわけです。それをこういうことをやるから、こういう話をせないかんことになるんですよ。私は何も私がもうかるか言ってるんじゃないですよ。雑音を聞くのは、西平市長は大したもんですよ、いい市長ですよと私はいつも言ってますよ。そういう中ですよ、そういうを言えばもっといい市長であるかのように皆さんに説得、納得させないかんじゃないですか。ですから、

そんな気持ちでね、副市長、取り組んでほしいですよ。

寺地副市長

補助事業以外はですね、今山田14番議員がおっしゃたような意向で取り組んでおります。ただ、補助事業につきましてはやっぱり、国の会計実地検査というのがありますから、それを前提に大体、発注、指名というのはいたしております。

山田勝委員

私はね、阿久根市の事業をやる中でですよ、国に県の補助事業以外のことは私はないと思いますよ。なんらかの形で国、県の補助事業を受けている。しかも地方自治というのは阿久根市に任せて阿久根市が決めてやってるわけじゃないですか、憲法違反、法律違反をせんかぎり。だから、できないのでなくて、できない方法をあなたは私にできなかった方を説得するだけの話で、できる方法を考えてやらないかんと思いますよ。できなかったじゃないんですよ、できる方法を考えて、公平公正にやってほしいと私は思ってるんですよ、できる方法を。

寺地副市長

はい、できる方法は精一杯考えます。ただ、補助事業の場合は申請時からいろいろやっておりますので、ランクというのは補助事業の場合最優先いたします。ただ、今14番議員からありましたようにどのような方法があるかは検討させてみてください。

山田勝委員

どのような方法があるか検討してですね、押しなべて公正公平に1つか2つのあれを優遇しないようにですねやっぱりしてほしい。それと、この水道、電気の業界のこれを見ますとね、感じるがあります。ほとんど予定額に近い金額で落札してますよ。ほとんど予定額に近い金額で落札してます。ところが土木建築についてはですね、非常に厳しい競争の中で競争入札してますよ。ここはどういうわけかほとんど100%に近いですよ、落札額が。あのな市長、例えばですよ、大川簡易水道電気設備工事、3,761万5千円のこれは予定価格ですね。落札価格が3,740万、ほとんど近いですよ。ところが、建設業のほうは近くない、厳しい、厳しい戦いをしてますよ。でも、違法じゃないんですよ、予定の範囲内でルールに基づいてやってるから。それは別に違法でもなんでもありません。だから、私はその業界の中で税金を使って、市民から預かった金を有効に使って、市民サービスせないかんし、両方ともですね、やっぱりそういうことがあってはならないんじゃないんですかということで、今後は頑張って注意してください。

寺地副市長

積算につきましては、今、積算のやり方は公表されております。だから民間、指名されたところはほとんどその計算式に基づいて、入札を行ってます。結果的には近い数字になります。ただ、そこに土木一式建築という話が出ましたけど、とりたいという気持ちの中での最低制限ぎりぎりの入札金額に土木建築はなってるのではないかと感じております。

山田勝委員

もう副市長、そろそろですね、終わりにしたいんですけどね。ここにありましたけどね、土木についてはですね、最低制限価格よりも下だったので失格という入札もありますよ。それぐらい厳しい戦いやってるわけですから。片や100%に近い、同じ業者ばかり、同じような地名の、ばかりやっているとところは100%に近い。どうも思わないんですか。同じ市民が、同じ阿久根市の税金を使ってる。今年はですね、これは平成27年度のやつですから、来年度どういう形で出てくるかわかりません。でもそういうことでね、やっぱりみんなが笑顔あふれるまちであるように、一部の握りの人だけがここにこ笑ったまちじゃ、いかにじゃないですか、そういうことです。

寺地副市長

はい、みんなが笑顔ができるような阿久根市を市長の下で私なんかも補佐しながらやります。ただ、入札についてもいろいろなことがありますけど、今後の指名委員会におきまし

てはきょうの議論も踏まえまして、また各方面から検討してまいります。

山田勝委員

よろしく願います。

牟田学委員長

以上で、通告による総括質疑は終了しました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上で認定第1号から認定第7号までの質疑を終結いたします。

執行部の皆さんは退席して結構です。

(執行部退席)

これより認定第1号を議題とし、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上で討議を終結します。

討論に入ります。

竹原信一委員

これ実際、決算委員会というのはあれですよ、みんな否決したところで有効なんですよ。ですから概ね儀式なんですよけれども、これを今までほとんど否決されたことがない。私たち議員はこの機会をなんだと心得てるんでしょうか一体。質問して、これはお願いの会になっちゃってんじゃないかなと、そういうふうにししか見えないわけですね。役所のほう、職員のほうはどんなふうの仕事をやっているかという、太陽光発電が顕著な例ですよけれども、企画課がこんな事業があるのを発見した。申請したら許可が下りた、別の課が予算組みして議会に出したら通っちゃった。これがどんだけ役に立つかという、ほとんど検討もされてなかったわけですよ。売電もできないし、5千万か8千万かそんなにかかるような、ものすごい金がかかるのに、有効性の検討がほとんどなされてない。そもそも阿久根市役所は電気代の構造さえ知らなかったんですよ。ピーク電力を下げれば大幅に基本料金が下がる。だから、日常的に電力使用料をモニターして、目標にしてるものを過ぎそうときには節電する。あるいは発電機を動かす。災害のためになんかまったくならんわけですねこれ。地震があったら使えないし、曇ってれば使えない。そんなことも誰も検討しないで、提案されたから賛成しようよと、こんな調子でやってきてる。じゃあ結果的に議会が賛成したら白石議員が指摘したように、災害用と言いながら蓄電池を1階に置く。話しにならないようなことがどんどん行われている。そして決算委員会での執行部の説明もですよ、おもしろいことに執行率が何%ですと、いう言い方をするわけですね。市政の目的というのはお金の執行じゃないんですよ。成果なんですよ。議会が賛成した瞬間から、お金を使うことに目標がすりかわっちゃって、途中でこれはまずいと、ほんとはですよ、なるべく金をかけずに成果をだそうとすべきじゃないですか。ところが、役人組織というのはとにかく金を上手に使っちゃえという方に動くわけですね。ですからこんな体たらくになるし、安くで済ませようという考えが全くない。議会も職員も同じような頭の使い方をしてるわけですよ、実は。まず、お金の賛成します。お金を使うことはいいことですよ、という考えがある。そして感情的にあるいはその場の流れで物事を決めて、それに合わせる理屈を後から付ける。だから、議論といわれるものは本来は理屈を重ねていって、本来の目的に達するようにすることが議論のはずなのに、議論の方法さえ役所も議会もわかってないわけですよ。こんな頭の使い方しかできない日本社会になってるから、どんどん妙なことになっていく。日本が行政政治の目的は人を活かし育てることのはずなのに、日本の人口が減り、阿久根の人口が減る、それは頭がおかしいからなんですよ。ちゃんとした人間あるべき頭の使い方できてない。こういう教育、社会状態がこんなふうになってきてるわけです。本当にこの考えないかんの私たちです。ちゃんと議論ができる人間になりましょう。

[牟田学委員長「反対ですか、賛成ですか」と発言あり]

反対です。反対しておきます。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

反対の討論いたします。まず、西目地区改善センターと脇本地区公民館のソーラーパネルほか、設置について問題あると考えます。個人や民間企業がソーラーを設置する場合の運用は全くできるものではありません。今回の事業は合計8千万円で設置しましたが、平成27年度の電力の経済的効果は約33万円でした。そして経済的負担は将来にわたって続くものです。脇本地区公民館においては海拔2メートルに蓄電池は1階に置いています。これらは不適切な事業であったと考えます。2点目です。卒業祝い金について、市民が喜ぶと考えて本当に必要なところに注力をせず、所得制限もなく、卒業者全員に商品券と図書券を配ったことはばらまきであったと考えます。補助の事業を行う場合には公益上必要があり、それが客観的に認められなければなりません。今回の事業は公益の必要性について解釈を拡張させたものであり、不適切な事業であったと考えます。もう1点です。款項目は2款1項18目、阿久根市民交流センターについて、市民交流センターはほぼ完成していた当初設計に対して約5千万追加し、竣工を1年間延長して平成27年度中に設計を縮小することとなりました。要因は資材の高騰と補助金が見込みの半分であったとされていますが、この失敗は避けることがほんとにできなかったかということ、一般質問において市長がこのように言っています。「これまでも過去4年間ぐらい来年には危なくなるということをいろんな前情報が入ってきていたのは事実です。その中でも国においては努力をしながらやられていたということから、こういった財源の措置が可能ではないかという方向で動いてきたのも事実です。私にそういう先見の目がないと言われればその通りでございます」と言われています。つまり情報は入ってきていました。補助金が半分になることは、情報は予測できました。しかし、情報を軽視し、まだ補助金は満額が受け取れると考えを改めなかったがために、これだけの損失をつくったものです。議会はその施策に対しても賛成多数、その見直しに対しても賛成してきました。その上に、きょうは平成27年度にあった誤った事業の執行も、見直しも全てひっくるめて賛成としてよいのでしょうか。議会は避けられた過ちを見逃した上に、過ちと分かった上でなおも肯定していいのでしょうか。私は市民交流センターについては誤った事業が執行され続けた結果、今の状況があると思います。以上3点において反対いたします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号、平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定一般会計について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成委員起立)

賛成多数と認めます。よって、認定第1号は認定すべきものと決しました。

○認定第2号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第2号を議題とし、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上で討議を終結します。

討論に入ります。

竹原恵美委員

反対の討論いたします。特別会計の施設勘定です。大川診療所の運営ですが、平成27年

度予算の審議の時には、答弁で運営のあり方について考えていく必要があると市長は言われたにもかかわらず、27年度は漫然と同じ運営を続けたものです。アンケート調査をしたと言われましたが、地域には1,700人おられるのに対して、199人が存続を求める意見を出した。これを92%の回答があったとし、これで地域の要望をとらえたという理解の仕方もミスリードしていました。市長のおっしゃった運営の在り方について、調査、形態をいろいろ検討してこれからいかれることを期待し、27年度に対しては誤った事業、改善のない1年間でありました。以上反対いたします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これより、認定第2号、平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定（国民保険特別会計）について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成委員起立）

賛成多数と認めます。よって、認定第2号は認定すべきものと決しました。

○認定第3号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第3号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第3号、平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定簡易水道特別会計について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第3号は認定すべきものと決しました。

○認定第4号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第4号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第4号、平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定交通災害共済特別会計について採決いたします。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定すべきものと決しました。

○認定第5号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第5号を議題とし、討議に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第5号、平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定介護保険特別会計について採決いたします。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定すべきものと決しました。

○認定第6号 平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第6号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第6号、平成27年度阿久根市歳入歳出決算認定後期高齢者医療特別会計について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第6号は認定すべきものと決しました。

○認定第7号 平成27年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

牟田学委員長

次に、認定第7号を議題とし、討議に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第7号、平成27年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第7号は認定すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て議了しました。

お諮りいたします。付託されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定しました。

これにて決算特別委員会を閉会いたします。

(閉 会 16時56分)

決算特別委員会委員長 牟 田 学